

各国憲法の規定中に見られる教育条項に 関する比較研究

相 良 惟 一

は し が き

本 論

第1節 用語の意義

第2節 教育条項の占める位置

第3節 教育条項の存在しない憲法

第4節 教育条項の分類

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 教育の自由 | (9) 教育財政 |
| (2) 学問または研究の自由 | (10) 教育目的など |
| (3) 教育を受ける権利 | (11) 各種の教育 |
| (4) 義務・無償の教育 | (12) 教職員およびその免状・資格など |
| (5) 教育と宗教 | (13) 女子教育 |
| (6) 私立学校 | (14) 言語と教育 |
| (7) 家庭教育 | (15) 文化財保護 |
| (8) 教育行政組織 | |

結 語

は し が き

昭和29年から30年にかけて、私はパリーのユネスコ本部において、ユネスコに加盟している各国の、義務教育振興に関する事務に従事していた。そして、その際、たまたま気がついたことは、相当多くの国がその国の憲法の規定のなかで、一応義務教育について触れていながらも、実際においては、それが有名無実な規定にとどまっていたり、あるいはまた、その規定と実際とが甚しくくいちがっていたりすることがあるということであった。そして、いつか自分が機会をえたならば、一体各国の憲法の規定上、義務教育などを含めた教育に関する事項が、どのように取りあつかわれているか、一々あたって見たならば、さぞかし興味もあろうかつ、うるところも多いのではなからうかなどと思ったのであった。今般、この研究紀要にこのテーマをえらんだのは、実はそうした動機があったのである。ところが、実際この仕事に取りかゝってみると、そこには想像以上の種々の困難がひそんでいることに気づいた。

まず、第一の困難は、各国の憲法のテキストの入手難である。それよりさらに、現在世界に一体いくつぐらいの国があり、そしてその国々の現行憲法がどうなっているか、それを調べるのが、なんでもないようで、実は容易なことではなかった。それで、ともかく研究の対象として約90の国々を選び、これらの国々の現行憲法のテキストを入手すべく努めたのである(*1)。ところで、次に気がついたことは、これらの国々の相当な部分はいわゆる新興国家とよばれるところの、第二次大戦以降におこった国々であり(*2)、したがって憲法を制定して間がないか、あるいはまだ憲法を制定していない国もあるほどである。また、従来から存在していた国々も、第二次大戦以降、革命その他の社会変革あるいはその他種々の事情で、憲法を改正したり、一わが国もその一例であるが—あるいはまったく別個といおうか、とにかくあたらしい憲法を制定している例にかなり接することができる。このような理由で約90の各国憲法の大体半分以上は、実に第二次大戦以降の制定または改正になるものであることがわかったのである(*3)。これらの憲法は上に述べたように、制定後日が浅いために、邦訳されているものは、あまり多くなく、いきおい外国語訳によらざるをえないのであるが、その外国語訳でさえ、旧憲法はともかく、あたらしいものは相当入手が困難であったというわけである。事実、しかるべき筋に外国語訳のテキストの入手方を依頼していたのに、遂に間にあわなかったということもある。ここで、テキストの入手その他について非常な好意を惜しまれなかった本学法学部の大石義雄、同志社大学の田畑忍両教授に心からの謝意を表すゆえんである。

第二の困難は、データがともかくも不じゆうぶんながらそろった上で、いざ仕事にとりかかろうとした際気がついた、比較研究についての困難である。各国の憲法といっても、古きは100年以上、あるいはそれ以上の歴史を持つものもあり、あたらしきはごく最近制定され

(*1) (一) 現行憲法のテキストを入手することができた国々は次のとおりである。(国名のあとの数字は制定年次を示す。)

アフガニスタン(1931)、アメリカ合衆国(1789)、アルバニア(1950)、アルゼンティン(1949)、アンドラ(1949)、オーストラリア(1900)、オーストリア(1934)、ベルギー(1831)、ボリヴィア(1945)、ブラジル(1946)、ブルガリア(1947)、ビルマ(1947)、白ロシア(1937)、カナダ(1867)、セイロン(1946)、チリー(1925)、中華民国(1947)、中華人民共和国(中共)(1954)、チェコスロヴァキア(1948)、コロンビア(1945)、コスタリカ(1871)、キューバ(1940)、デンマーク(1953)、ドミニカ(1947)、エクアドル(1946)、エジプト(1923) 革命後不詳、エチオピア(1931)、フィンランド(1919)、フランス(1946)、ドイツ連邦共和国(西独)(1949)、ドイツ民主共和国(東独)(1949)、ギリシャ(1911)、グアテマラ(1945)、ハイチ(1946)、ホンデュラス(1936)、ハンガリア(1949)、アイスランド(1944)、インド(1950)、インドネシア(1950)、イラン(1907)、イラク(1924)、アイルランド(1937)、

イスラエル(1948), イタリア(1947), ヨルダン(1946), 大韓民国(1948), 朝鮮民主主義人民共和国(北鮮)(1948), ラオス(1947), レバノン(1926), リベリア(1847), リビア(1951), リヒテンシュタイン(1921), ルクセンブルグ(1868), メキシコ(1917), モナコ(1911), 外モンゴル(1940), ネパール(1948), ニュージーランド(1852), ニカラグア(1948), ノルウェイ(1814), オランダ(1815), パナマ(1946), パラグアイ(1940), ペルー(1933), フィリピン(1935), ポーランド(1947), ポルトガル(1933), ルーマニア(1952), サウディ・アラビア(1926), サルヴァドル(1833), サン・マリノ(1926), スペイン(1945), 南阿連邦(1909), スウェーデン(1809), スイス(1874), ザール(1947), シリア(1950), ソヴェト連邦共和国(1936), トルコ(1945), タイ(1949), ウクライナ(1937), イギリス(1215), ウルグアイ(1934), ユーゴスラヴィア(1946), ヴェネズエラ(1947), ヴァチカン(1929)以上86国。

(㊦) 以下の諸国については、テキストを入手しえなかった。

パキスタン, カンボジア, 北ヴェトナム, 南ヴェトナム, スーダン, イエメン 以上6国

(㊧) 以上の各国憲法のうち、邦訳があるもので、入手しえたものは、次のとおりである。

アメリカ合衆国, アルゼンティン, イタリア, オランダ, オーストラリア, スウェーデン, スペイン, タイ, 中華人民共和国, 朝鮮民主主義人民共和国, デンマーク, ドイツ連邦共和国, ノルウェイ, フィリピン, フランス, ベルギー, ポルトガル, ユーゴスラヴィア, リビア, ルーマニア, 以上19国。(衆議院法制局, 参議院法制局, 国立国会図書館調査立法考査局, 内閣法制局和訳各国憲法集)。

イギリス, アメリカ合衆国, ソヴェト連邦, フランス, ドイツ連邦共和国, ドイツ民主共和国, スイス, ブラジル, 中華人民共和国, 以上9国。(大石義雄編世界各国の憲法)。

フランス, イタリア, ブルガリア, ユーゴスラヴィア, 中華民国, 大韓民国, 朝鮮民主主義人民共和国, フィリピン, ソヴェト連邦, ワイマル憲法(1919ドイツ国憲法)以上10国。(平野義太郎編著世界憲法辞典)。

イタリア, ソヴェト連邦, ベルギー, (宮沢俊義, 山之内一郎, 清宮四郎各訳憲法正文シリーズ)。

日本憲法比較対照世界各国憲法(土橋友四郎著訳)。欧州各国憲法(元老院蔵版)。前者は大正14年, 後者は明治10年発行のものであり, ともにup-to-dateなものではない。

アメリカ合衆国憲法概説(斎藤敏著)。米國憲法概論(美濃部達吉著)。米國憲法略義(高木八尺著)。ニューマン, アメリカ法における基本的人権(妹尾晃訳)。英国の憲法(市村今朝蔵著)。中華人民共和国憲法(中国研究編訳)。同(平野義太郎訳編現代中国法令集)。朝鮮民主主義人民共和国重要法令集(政治経済研究所)。カルピンスキー, ソ同盟憲法(日ソ親善協会訳)。

以下本論中, 各国の憲法の条文を引用するにあたり, 邦訳のある場合には, それによった。

(㊨) 以上のように, 憲法のテキストの邦訳で手に入れることができたのは, 30国にも満たないので, それ以外は英訳または仏訳によらざるをえなかった。

英訳のもの。Amos J. Peaslee, *Constitutions of Nations*, Vol I II III 1950, Davis, *Constitutions, Electoral Laws Treaties in the Near and Middle East*. Revised Edition 1953.

仏訳のもの。Mirkine-Guetzévitch, *Les Constitutions européennes*, Vol I II 1951。同 *Les Constitutions de l' Europe nouvelle* 1938。F. R. Dareste, *Les Constitutions modernes* 1932。

(*2) 第二次大戦後, 独立国の仲間入りをしたと思われる, いわゆる新興国家は次のとおりである。

ビルマ, カンボジア, セイロン, 中華人民共和国, 大韓民国, 朝鮮民主主義人民共和国, ドイツ民主共和国, インド, インドネシア, イスラエル, ヨルダン, ラオス, レバノン, リビア, ネパール, パキスタン, サウディ・アラビア, スーダン, ザール, シリア, 北ヴェトナム, 南ヴェトナム, (以上22国)

(*3) 各国の憲法中, わが新憲法を加えて実に46国の憲法が1945年以降に制定され, または改正されている。

たものもあるというわけである。これが、比較的共通の要素を持っていると思われる各国の民法や刑法などの比較研究ならばまだしも、その国の政治的イデオロギーなり、カラーなりがそのまま反映している憲法の比較研究はしかく容易なことではない。憲法こそは、それぞれ各国独自の歴史的背景を持ち、政治的・社会的特殊な事情によって生みいだされ、各国のお家流をそのままそこに表わしているものである。したがって、法典の形式の内容も千差万別であり、そのことは、憲法全体についても、教育に関する規定すなわち教育条項についても、まったく同様なことがいわれるのである。本来、物事を比較研究するには、多少なりとも共通の要素がなければならぬのである。それで、なるべく努めて、共通の現象と見られるものを抽出して比較研究することにした。

わが国において現在、教育やさては教育行政に関する問題についての一般的関心はかなり高まりつゝあるといえるのではなからうかと思われる。このことは、ある意味において喜ばしいことなのである。しかし、以上の問題がはたして教育そのものゝ振興というような観点に立って取りあげられているかどうか往々にしてうたがわしいぐらい、これらについての一時的思いつきや、もっと悪いことであるが、政治的考慮にもとづく論議が横行しているように見受けられる。

今日、教育や教育行政の問題は、かつてのような偏きような国家主義的見地から取りあつかわれるべきではなく、わが国が、今や国際教育行政機関たる実を示している、ユネスコの一員であるということからいっても、このような問題は、もっともっと国際的視野から取りあげられるべきものであることを痛感するのである。

各国の憲法中の教育に関する事項の比較研究を目指した、この小論の企図するものは、上に述べたような現下の憂うべき傾向に警告を与えることであり、かたがたわが国の教育行政の今後の進展に多少でも寄与しうるならばということである。ユネスコに勤務していた時以来今日にいたるまで、たえず私の念頭を去らぬ一事は、わが国において比較教育学のような学問が今こそもっと活ばつに取りあげられてよいのではなからうかということである。戦後こゝろみられた幾多の教育改革の若干が多少混迷におちいつているように見える現在一それなればこそ教育に関する単なる思いつきの政治論議やアナクロイズムの復古調がしきりに繰り返かえされているのであるが一比較教育学そして私のいう比較教育行政学の研究に今こそ着手されるべき時期である。拙論がこのような私の日頃のき求を実現する第一歩ともなればと、繰り返かえて念ずる次第である。

本 論

第1節 用語の意義 まず、標題に掲げた各国の憲法の規定中に見られる教育条項に関する比較研究について、そのおのおの、字句の意義を述べることにしよう。ただし、いかなる場合でも概念規定ということはゆるがせにすべきでないと思うがゆえである。

「各国」こゝにいう各国とは、一応常識的な意味で各独立国家という意味である(*1)。より学問的には、主権国家ということもできよう。したがって、保護領 protectorate であるとか、国際連合の信託統治を受けている国などはこゝでは取りあげなかった。

「憲法」憲法の定義については、種々論議があるが、通説にしたがって形式的意義と実質的意義の二つに分けよう。前者は憲法とよばれる法典 Code すなわち成文法の形をとっているものであり(*2)、後者すなわち実質的意義における憲法とは、国家組織を定める一切の根本的ないしは基本法規の全体を指すということができよう。近代諸国家は、多く成文すなわち文章の形式をとっている憲法を持っているので、一般に憲法というときは形式的意義のそれを指すことが多い。それゆえ、こゝでも形式的意義の憲法すなわち憲法典を対象とすることにした。憲法は英語または仏語で Constitution, 独語で Verfassung であるが、各国の憲法のうちには憲法とあえていわず基本法または組織法(*3)、とよばれるものがあるが、それはもちろん名称だけの問題であり、実質的には一般の憲法とよばれるものとなんら異なるところがないといって差支えあるまい。

次に、こゝで比較研究の対象としているものは、いうまでもなく各国の現行憲法すなわち現在施行されている憲法である。しかしながら、それに限らず、かつておこなわれていたが、現在は既に効力を失っている憲法についても必要ある場合に限り引用することにした(*4)。

なお、連邦を構成する各州または邦の根本法規を時として憲法とよぶこともあるが、こゝ

(*1) ソ連邦内の各共和国たとえば、白ロシア、ウクライナ等はこの意味で主権国家ということとはできないが、これらの国はそれぞれ単独で国連に加入している実情でもあり、一応こゝで取りあげることにした。

(*2) 現在、この意味における成文の憲法を持っていないことが明らかな国として、イエーメンがある。形式的意義における憲法すなわち憲法となづけられるものを持たないという意味では、イギリスもそうであるということができよう。しかし、イギリスは後述のように実質的意義における憲法を持っているということができるのである。

(*3) たとえば、ドイツ連邦共和国は Grundgesetz といふ、イランは Organic Law といふ、さらに Political Constitution of the Bolivian State であるとか、Lois fondamentales あるいは Charte des Espagnols とか種々の名称を使っているものがあるが、実質的にはいずれも憲法にほかならない。

(*4) たとえば、わが大日本帝国憲法、ドイツのワイマール憲法、旧満洲国憲法などがそれである。

ではそれは取りあげなかった(*1)。

「教育条項」特に教育条項という成語があるわけではない。いわんと欲する意味は、「教育に関する条項または規定」ということである。「教育に関する」というのは、教育そのものすなわち学校教育・社会教育のみならず、広く教育行政までも含む。なお、教育行政という場合、その中に科学や学術さては芸術・文化に関する行政までも含めることにした。それで、文化財保護の行政についても触れている。宗教の問題については、それが教育と関係する限り、たとえば宗教々育等に関係するような場合にのみ取りあげることにした。宗教に関しては各国憲法のなかで相当取りあげられている。そしてこれに関する研究もわが国で既におこなわれているので(*2)、宗教そのものについてはあえて触れることを避けた。「教育条項」といふつも、純粹の教育に関する事柄に限らず、文化・学術等に関する事項まで取りあげたのは、別に深い意味があつてゐない。一般に各国の文部省は、わが国の場合と同じく、教育のみならず、学術・文化についても一応所管している場合が多いというような理由からに外ならない。

「比較研究」憲法学自体についていえば、比較法学中の比較憲法学の研究であり(*3)、教育制度などに重点をおくならば、この研究は比較教育学に関する研究といわれるべきであろう(*4)。私の専攻している教育行政学の立場からするならば、あえて比較教育行政学の研究ということもできよう。教育行政学という科学すら、いまだに学問としての体系づけがじゅうぶんでないきらいがある現在、比較教育行政学という言葉はいかにも耳あたらしく聞

(*1) アメリカ合衆国の各 State の基本法はやはり Constitution とよばれるのである。

(*2) 「信教自由に関する各国憲法条文」(文部省編)はこの種のものとして注目に値する。これには最近の各国現行憲法中82国(わが国を含めて)から信仰自由に関する条文を抜きだし、比較分類をこころみている。こゝにあげられている国は、世界のほとんどすべての国をもうらしてはいるというものの、たとえばアンドラ、リビア、オーストリア、南北ヴェトナム、アイスランド、サン・マリノ等については触れるところがない。しかしながら、本書は、世界各国の宗教事情・宗教行政などについて一応論じており差当って現在他に類書がない。本書はかたわら教育にも触れていて、拙論執筆にあたって参考となった点も少くない。部分的ではあるが、各国憲法の比較研究に関する文献として好個のものといふことができる。

(*3) 憲法の比較研究に関するものとしては、次のような参考書がある。

比較憲法論(弓家七郎著)。第二次大戦後の憲法(平野義太郎、法学理論篇)。比較憲法史(鈴木安藏著)。註解日本国憲法(法学協会)。

(*4) 比較教育学に関する、わが国の文献は数が少ないが次のようなものがある。

内外教育制度の比較的研究(増田幸一著)。比較教育問題史(松下丈夫著)。比較教育学(大柴簡著)。世界の教育(大崎平八郎等編著)。欧米学校教育発達史(阿部重孝著)。

えるに相違ない。ともあれ、こゝでは一応、比較法学的立場に立つての研究と、同時に比較教育学的研究の両者が必要とされるのである。こゝにいう、比較研究とはこのような意味合いを持つことを了解されたい。

憲法全体または一部分であれ、その比較研究の容易ならざることには前にも述べたところである。比較研究のためには、まずもって共通の部分があることが必要であるが、共通と思われるものが往々にしてそうではなく、実はそれぞれの国の特殊事由にもとづく特有の現象であることがないでもない。いずれにもせよ、比較すべきデータをまず取りだし、そのよって来たるゆえんに深く思いをいたし、若しそれがもって範とするにたるものでありとするならば、わが国の教育や教育行政の今後の進展のために、他山の石とするべきであろう。

前に、各国の現行憲法の大半があたらしいものであるということを述べたが、それだけそこに規定されている教育に関する条項は、現代の各国の教育や教育行政に対するあたらしい考え方や傾向をそのまま反映しているのであり、いわばざん新的な教育問題の縮図ともいうことができよう。今、各国の憲法に見られる教育条項を比較研究しようという理由はまさにそのような考え方や傾向を探求しようということにあるのである。

第2節 教育条項の占める位置 憲法はもともと国家の基本法規であるが、これは沿革的・歴史的に見るならば、主権者の専制的な権力を制限する法規として生まれてきたものであるということができよう。すなわち、君主が専制的な権力をほしいまゝにすることに對して制約を加え、人民の権利や自由を保護・保障しようということから、憲法というものが制定されたのであるというのである。このことは、いずれの国の憲法についても一応いえることであり、それゆえ憲法の憲法たるゆえんは実にこゝにありということすらできよう。このような理由から、いずれの憲法にあっても、国民の権利・自由の保護・保障に関する規定が重要な内容となっており、これを欠く憲法は憲法としての存在意義がないときえいわれるほどである(*)。憲法中の国民の権利や自由に関する規定、すなわち人権保障の部分の指して権利章典 bill of rights または権利宣言 declaration of rights というのである。わが旧大日本帝国憲法第二章臣民権利義務は正しくこれであつたし、新憲法も同様にこれを持っている。すなわち、日本国憲法第三章国民の権利及び義務というのがそれである。わが新旧両憲法の権利章典に国民の義務についても規定しているが、このような事例は他国の憲法にも往々にして見られるところのものである。わが新憲法では「基本的人権」という字句を使っており、これ

(*) 比較憲法論(弓家七郎著)、p.2,p.38。憲法(鶴飼信成著) p.62。

は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって……かつ、侵すことのできない永久の権利」(同憲法97条)といわれている。これはまた、憲法の規定によって始めて与えられた権利ではなく、人間として生れながらに享有すると考えられる権利である(*1)。このことは、いわゆる基本的人権と、旧憲法の規定していた臣民の権利との間に、根本精神においても、内容においても非常な差異があるということを物語るのである。実際、旧憲法にいう臣民の権利・自由は、人権としての権利の自由・天賦の権利・自由とはほど遠いものであった(*2)。このように、わが新旧両憲法の権利章典に見られる差異は、各国の憲法の間においても、時代とともに非常に明らかに見受けられることができるのである。

権利章典の内容が時代によって非常に異なるということより前に、まず各国の権利章典の内容そのものについて、相当いちじるしい差異があるということを述べなければならない。なぜならば、憲法それ自体について、大きな差異が存在するからである。すなわち、憲法こそは、それぞれ制定にいたるまでの独自の沿革や歴史を持ち、またその基本的原理とするところのものも各自趣きを異にするのである。そして、その上その内容は時代とともに変転極まりないのである。権利章典についていえば、当初その意義は、個人の天賦の権利・自由を保障し、国家権力の干渉を最少限度にとどめ、人間自然の権利・自由の伸長をはかろうとすることにあった。しかし、今世紀にはいつてからは、このように国民の権利・自由を国家の干渉から守ろうという消極的な内容から進んで、そのよな権利・自由を積極的な国家の干渉によって伸長させ、確保させようという傾向が各国の憲法を通じて一般に見られるようになってきた。1919年のドイツ、ワイマール憲法は実にこの点において、くちびをきったものといわれる(*3)。権利章典の内容に、なにゆえにこのような転回が見られるにいたったのであろうか。いうまでもなく、従来のように、単にできるだけ国家権力の干渉を排除しようということのみをもってしては、国民の権利や自由さては平等ということがもはや守りきれなくなったのであり、国家がより積極的に国民の福祉の増進に干渉しようという、いわゆる福祉国家の観念が強く生じてきたからであろう。後に、具体的に教育条項の一々に触れるにあたって、上に述べたような権利章典の内容にいちじるしい変化が生じているということ、あくまで念頭におく必要がある。

各国の権利章典の内容の変遷については、権利章典そのものについてこゝで論ずるわけで

(*1) 憲法(宮沢俊義著) p. 26

(*2) 註解日本国憲法上巻(法学協会) p. 191

(*3) 同上 p. 285

はないから、これ以上深入りすることを避けよう。そしてたゞ、こゝでは、権利章典の内容の変化は、その内容の一部である、教育条項に対しても強い影響を与えずにはおかなかつたということを述べるにとどめておこう。

次に、権利章典と教育条項との関係であるが、いうまでもなく、教育条項は主として権利章典のうちに規定されているのである。すなわち、教育条項は権利章典の一部を占めているというよりも、そのうちの極めて重要な内容を構成しているのである。たとえば、わが新憲法においても、第三章の国民の権利および義務のなかに23条の学問の自由の保障の規定と、更に26条の教育を受ける権利と義務教育についての規定が見いだされるのである。この、教育を受ける権利などは、人権としては最も普遍的かつ重要なものであることは、後に詳細に述べるとおりである。

世界のあらゆる国家が、その民主的自覚を深めるにともない、その成員である国民の教育にいずれも強い関心を示すにいたつたことは当然である。そして、どの国家も国民の教育をもって自己の重要な機能の一つとして考えるようになり、こゝに公教育public instructionという観念が生じてきた。公教育とは、国または地方公共団体による教育をいうのであるが、公教育という観念は必ずしも一切の教育を国が独占するという意味を持つものではない。それで、宗教団体さては私人にも教育をおこなう自由や権利を認め、こゝにい**わゆる教育の自由freedom of instruction, liberté de l'enseignement**ということがいわれてきたのである。他方これととも**に**子女の就学義務すなわち義務教育に関する制度を国家が制定するのが一般的になってきた。義務教育すなわち就学義務を負わせるということは、就学を強制することであつて、国民の権利とはいえないが、憲法で国民の就学義務を規定していることは、反面において国民に義務教育を保障するという意味を持つとも解することができる。

上に述べた、教育を受ける権利や自由、教育の自由、さては義務教育に関するような事柄が**い**わゆる**教育条項の内容であり、これらに関する規定を総称して教育条項というのである**(*)。このような教育条項は、憲法中不可欠と考えられている権利章典のなかで、また重要な地位を占めている。教育は国としても最も重要な機能の一つであり、同時に国民の権利義務としても非常に重要なものに属するからである。殊に、最近の**すう勢**として、憲法中特に

(*) 教育条項すなわち各国の憲法の人権に関する規定中に見いだされる教育に関する規定については、前掲 Peaslee の *Constitutions of Nations Vol III* の第4表に一応何条がそれに相当するかを掲げている。しかしながら若干誤りと思われるものもあり、また教育条項を極めて狭く解している**きらい**がある。

詳細な教育条項を設けることが見られる。第二次大戦以降制定された諸憲法についてこのことが強く認められ、ラテン・アメリカの諸国の憲法の如き特にそのことがいちじるしい。また、いわゆる人民々々義国家の憲法も、教育の国家統制というような観点からか、いずれも相当詳細な規定をこのために設けているのである。要するに、前に述べたように、国民の権利・自由についての考え方が変わりつゝあることにともない、教育についても、積極的に国家が干与して、よりよい教育を国民に保障しようという考え方が強く表われ、そのことが権利章典中の教育条項にも表現されてきているのである。

国が積極的に国民の教育に関心を持ち、これに干与しようという傾向は、いわゆる自由主義国家であろうと、共産主義あるいは人民々々義国家であっても、いずれもその例にもれない。そこには、期せずして教育の重視ということがそのような傾向の基調に存在することはいうまでもないことであろう（*）。とにかく、このような教育の重視というようにも、教育条項はますます重要性を加え、したがって詳細なものになりつゝあるということができるのである。以上述べたところによって、いわゆる教育条項がどのような意義を持ち、かつそれがどのように取りあつかわれていく傾向があるか一応明らかになったことと思ふ。

第3節 教育条項の存在しない憲法 憲法の規定中に教育条項が存在しないものとは、憲法が教育について触れるところがないということの意味する。上にも述べたように、近代国家が国民の教育を重視しつゝあるということは、いわば一種の共通的现象といつて差支えない。それで、あたらしき制定され、あるいは改正された憲法には、あるいはあらたに教育条項を設け、または教育条項を詳細に規定していく傾向がある。しかしながら、いずれかという例外的な事例ではあるが、憲法の中にはまったく教育条項を持たないものが存在しないでもない。これらの憲法についてこゝで述べることにしよう。

「大日本帝国憲法」わが旧憲法が教育について一言半句も触れることがなかったことは、

(*) 最近のすう勢として、国が教育に積極的に干与するということは、国の教育に対する統制ということをも必ずしも意味するものではない。共産主義ないしは人民々々義国家においては、もちろん教育についてこれを積極的に統制するということは当然のことであろう。しかし、自由主義国家にあっては、教育に対する干与ということは、必ずしもこれを統制することではなく、むしろいかにしたら、発らつとした教育がおこなわれるかということをも国が保障することにある。したがって、諸外国において教育に対する積極的な国家の干与が見られるということからして、現在わが国の一部の政党や為政者がいっているような、いわゆる教育に国家性を付与するということも必ずしも justify されるものではなからう。

今なおわれわれの記憶にあたらしい事実である。そのくせ、就学義務は、兵役や納税とならんで当時国民の三大義務の一つとして説かれていたのである。この就学義務がわが国において憲法中なんらの根拠規定もなく、いわずや法律をもってさえ規定されていないで、わずかに小学校令という一片の勅令で定められていたということは、美濃部達吉博士の指摘を受けるまでもなく、たしかに「わが国法上の一大変例」ともいうべきことであった（*1）。わが旧憲法がなにゆえに、教育について規定するところがなかったかということは、その理由たるや今日必ずしも明らかではない。次に述べるように、制定された時期が相当古いところの各国の憲法のうちには、時として教育についてまったく規定していないものがかなりある。旧憲法の制定された年すなわち明治22年（1889年）当時、存在していた各国の憲法たとえばスイス、ポルトガル、ポーランド、オーストリア、デンマークの各国憲法はいずれも既に教育条項を持っていた。それであるから、教育条項がないということが必ずしも当時の一般的風潮であったということもできないであろう（*2）。まして、旧憲法の母法であったといわれる旧プロシア憲法にさえ教育に関する規定が存在していたのである（*3）。

わが旧憲法が教育について触れなかったという理由は大体次のようなことに帰するのではなからうか。その第一は、なまじっか教育の問題たとえば教育の自由など、ということについての規定を設けると、それによってかえって種々のいらざる論議が起るかも知れないという心配があったということはまず間違いのないところであろう（*4）。もう一つには、旧憲法制定当時の森有礼をリーダーとする強度の国家主義的教育政策が、教育の自由というような憲法の規定を設けさせるような余地を与えず、若し教育条項を規定するならば、教育の自

（*1） 行政法撮要三版下巻（美濃部達吉著） p. 151 「他ノ総テノ事項ニ付テハ稍重要ナル法規ハ総テ法律ヲ以テ定メラルルニ至レルニ反シテ独リ教育法規ニ付テノミ今日ニ至ル迄尚総テ命令ヲ以テ定メラルルヲ例トセルハ、多年ノ慣習ナリト雖モ正當ノ理由アルモノト認メ難ク、我が国法上一ノ大ナル変例ナリ。」

（*2） たとえば、1848年制定のスイス憲法22条「連邦ハ瑞士大ニテ及ビ技術学校ヲ設立スルノ權ヲ有ス」であるとか、1826年のポルトガ憲法145条「小学ノ教育ハ全国民ニ對シ其費ヲ課セス」とか、1867年のオーストリア憲法17条の「学科及ビ教授ハ自由トス」であるとか、例が相当ある。（明治10年元老院蔵版歐洲各國憲法による）

（*3） 「わが憲法の母体憲法について」日本憲法史研究（鈴木安藏著）。なお、旧プロシア憲法20条に「学問及学説ハ自由トス」等の規定がある。世界各国憲法（土橋友四郎著訳） p. 255

（*4） 憲法資料中巻（伊藤博文編） p. 334 「例ヘバ学問ト教育トハ自由ナリト云フコト、普國ノ憲法ニモ明条アリシ。此条ノ如キ他國憲法ニ倣ヒタルモノナレ共實際無益ノモノナリ。（中略）若シ右ノ如ク教育ノ自由ト云フコトヲ明載スルトキハ、必ず是ヨリ百端ノ議論ヲ生ジテ為メニ行政ノ權力ハ甚減殺セラルベシ」

由とか権利とかいうようなことゝはほど遠い、もっと拘束的な内容のものであったにちがいないということができよう。

旧憲法に、教育の自由などゝいう教育条項がなかったことについて、このような規定がなくとも当然国民はこれについての権利を有するという主張が一方にある。すなわち、憲法に明らかに規定している臣民の権利というものは単にその例をあげたもの、いわゆる例示的規定であり、なにもそれ以外の権利は認めないという限定列記ではない。たとえば選挙権とか営業の自由あるいは上に述べた教育の自由または学問の自由など国民の重要な自由について憲法が規定を設けていないのは、わざわざことわるまでもないからであり、あえて特に明言するにおよばないゆえである。それで、これらについても国民は広く法律によらなければその自由を侵されない権利があるという自由主義的な、なるべく国民の権利を広く見ようという解釈がそれである（*1）。

上の説に対して当然その反対の説すなわち憲法において認められた自由権というものは、それ以外には存在しないのであり、限定列挙されている。もちろん、それ以外の自由たとえば子女教育の自由がないというのではない。たゞ、それは憲法にいうところの自由権ではないという説が他方にある（*2）。これと大体同じ趣旨であるが、旧憲法が自由権というものを認めたゆえんは、原則に対する例外を規定したものであり、例外的規定は必ず厳正に解釈しなければならないのであって、その拡充や減縮は許されないとする説もある（*3）。わが旧憲法の規定に関する論議は現在あまり意味がないと思われるのでこれ以上は触れない。それで、次に他国の例にうつらう。

「イギリス憲法」イギリスには、憲法とよばれる法典は一つもないのであって、当初述べたように、憲法を形式的意義に主として解するならば、こゝでイギリス憲法を取りあげること自体無意味である。しかし、イギリスにはたして憲法がないかといえば決してそうではなく、以下述べる大憲章の如きものはイギリスの重要な憲法の一つであると通常いわれるのである（*4）。いわゆるイギリスの憲法を構成するものとしては、大憲章（マグナ・カルタ）（1215年）、権利請願（1628年）、権利章典（1689年）、王位継承法（1701年）、議会条例（1911年）

（*1） 改訂憲法概要（美濃部達吉著） p. 163

（*2） 新編憲法述義（上杉慎吉著） p. 282

（*3） 帝国憲法述義（佐藤丑次郎著） p. 125

（*4） 世界各国の憲法（大石義雄編） p. 3

をあげたり(*1), またはウェストミンスター憲章をあげる説もある(*2)。しかし、いずれにしたところで上の諸法規のなかに教育に関する規定はまったく見いだされないのである。すなわち、わが旧憲法や次に述べるアメリカ合衆国憲法とともに、イギリス憲法は教育条項を全然持たないということにおいて特異性が見いだされる。イギリス憲法を構成する上述の諸法規のなかに、いうまでもないことであるが、国民の権利に関する規定が非常に多い。権利章典の如き、固有名詞が普通名詞になったことからしても、そのことは了解されるのである。それなのにもかゝらず、教育条項のない理由はどこにあるのであろうか。概していえることは、1900年代になって制定を見た議会条例やウェストミンスター憲章を除き、他の諸法規の制定された時期はかなりいにしえにさかのぼるのであって、その当時、特に国民教育やさては教育に関する自由や権利などというものは、あまり問題にされていなかったということに尽きるのではあるまいか。ともかくも、わが旧憲法の場合のように、当初意識的にこれに触れまいとしたわけではなさそうである。

なお、イギリスにおいては教育に関する国の干渉というようなことは、最初からあまり見られず、教育というものは大体、国民の必要に応じ国民自らの手によって起ってきた。すなわち、イギリスの教育行政は地方分権のたてまえを取るものであり、文部省という名を冠した中央教育行政機関が設けられたのは近々1944年にすぎないということをもってしても、教育について国が原則として干渉しないという方針が確立していたといえることができるのである。以上のようなことが、教育条項のないことについてたがいに原因となり、または結果となっているのであろう。教育条項のないことは、イギリスに限らず、英連邦 **British Commonwealth** を構成している他の国々たとえばカナダ、オーストラリア、南阿、ニュージーランド、セイロン等の諸国においても概して同様なことがいえるのであり、これらの英法系の各国において教育条項はあまり見あたらず、若しあったとしてもごくわずかにすぎない。

「アメリカ合衆国憲法」1787年に制定され、その後しばしば修正増補されたアメリカ合衆国の連邦憲法にも、直接教育に触れる事項がないことは一般に知られているところである。例によって、なにゆえに教育条項がないかという、その理由は明らかである。すなわちアメリカ合衆国にあっては、国民の教育は一応連邦の事務というよりも、連邦を構成する州 **State** の事務であるという考え方が古くから存在しているからである。そして、この根拠規定としてアメリカ合衆国の憲法修正10条の「憲法によって合衆国に委任されず、また州に対

(*1) 前掲「世界各国の憲法」 p. 4

(*2) 英国の憲法(市村今朝蔵著) p. 6

して禁止されていない権限は、それぞれ各州または人民に留保される。」という規定があげられる。

合衆国の各 State はわが国の地方公共団体のように国家からその存立を与えられたものではなく、自主的に存立し、かつ固有の統治権を有する団体であるといわれ、たゞそれが普通の国家と異なっていることは、ある限度において、すなわち合衆国の憲法の定める限度において、合衆国に属するものであると考えられている(*1)。それであるから、合衆国の権限に属すると特に規定された事項を除き、他はすべて各州または人民に属するのである。このことこそ、上述の修正10条の規定の意味するところのものなのである。一体、合衆国では各州にまかされている事項は極めて多く、それゆえアメリカ合衆国は強度の地方分権国家であるといわれているゆえんでもある。教育行政についてもまったくその例にもれないのであって、教育行政は一応、州以下の地方団体の事務であるとされている。要するに、合衆国政府が各州における教育を promote し、かつ control する、なんらの憲法上の根拠がないということは一般的にいわれていることである(*2)。しかしながら、ここで留意すべきことは、上に述べたこと、すなわち合衆国憲法に教育条項がないということは、中央政府が教育についてタッチしえないとか、あるいは現実にタッチしていないということを保ずしも意味するものではないということである。実際問題として、合衆国政府は文部省に類似した官庁を持っているのであるし、補助金の交付その他教育調査・教育統計等相当大巾に教育に関する事務を中央で処理していることを知る必要がある(*3)。殊に、最近大統領は教育に関する特別教書を出したということすら新聞に報じられている。このように、ワシントンにある中央政府は教育に大きな関心をよせ、ある程度の教育行政をみづからおこなっているのである。そして、これは一見中央政府の憲法に対する違反のように見えるが実はそうでなく、「現実には、右に関する事務が州権を制限するものではなく、州の教育事務を補完援助する性質のものであるため、問題化していないのであろう」という見解もある(*4)。とにかく、合衆国政府の教育についての干渉は、補助金額の増大につれて漸増の傾向にあり、各州

(*1) 米國憲法概説(美濃部達吉著) p. 23

(*2) The Teacher and Educational Administration (Reavis Judd) p. 238

(*3) アメリカの教育行政制度(文部省、教育委員会月報)No. 53 p. 87 「連邦政府は275種類の教育事務を担当しており、そのために連邦総予算の約6%に当る36億ドルの金を支出している」。なお、連邦政府には教育厚生省 Department of Health Education and Welfare があり、その中に連邦教育局 Federal Office of Education なる部局がある。

(*4) 同上 p. 86

はこのような地方分権主義と逆行する傾向に対し必ずしも喜ばないとのことである(*1)。なお、合衆国の憲法において教育条項がないのに反し、各州の憲法においては、いずれも相当詳細な教育条項を規定していることは、けだし当然というべきであろう。

「オーストラリア憲法」「南阿連邦憲法」「ニュージーランド憲法」以上の三憲法には、教育条項はもちろん権利章典すら持たない。前に述べたようにこれらの国は英法系の国であり、いずれも連邦である関係上教育事務は州に属するというような種々の事情から教育条項がないのであろう。また、それぞれの憲法の制定年次も必ずしもそうあたらしくもないということも、教育条項のない一つの理由と考えられる。以上の外、スウェーデン、ノルウェー、エチオピア、モナコ、リベリア、サン・マリノ、アンドラの諸国の憲法にも、いずれもほとんどといっていいくらい教育条項がない。

以上述べたことによって知りえたことは、教育条項を持たない憲法は、むしろどちらかという例外であり、その数はあまり多くないということである(*2)。そして、これらの憲法は概して制定年次が古いものであり、第二次大戦以降に制定され、または改正された憲法はいずれも教育条項を持たないものはないということである。

なお、いうまでもないことであるが教育条項がないといっても、それだからその国が教育について関心がうすいというわけではなく、実際アメリカ合衆国に見られるように、またかつてのわが国のように教育条項がないからといって国が教育に干与しなかったということはないという事実も明らかになったところであろう。

第4節 教育条項の分類 次に、教育条項の内容に立ちいって、それを分類し、そのおのおのについての比較研究にはいるのであるが、まず教育条項中最も一般的なものと思われ、同時に非常にしばしば規定として見られるものから順をおって述べていくことにしよう。

(1)教育の自由 まず教育の自由とは何であるかということについて述べよう。これを広義に解すれば、教育をおこなう自由と教育を受ける自由の双方を指すが、こゝにいう教育の自由とは前者すなわち教育をおこなう自由をいう。こゝの自由とは、国家権力などによって拘束を受けないということである。権利としてこれを見るならば、教育権とよばれる権利のうち、

(*1) 補助金を交付すれば、どうしても補助金の使途その他について、干渉することが多くなることは東西いずれの例によっても明らかである。わが国でも現在この種の補助金行政によって折角の地方分権主義の実が多少とも崩れかかっている実情である。アメリカではこのようなことが起らないように、aid without control なることが考えられてきているゆえんである。

(*2) 実際、教育条項を持たない憲法は、英、米、豪、南阿、ニュージーランド等11か12カ国にすぎない。

教育を受ける権利ではなく、教育をおこなう権利である(*1)。教育の自由の意味するところのものは、国家または特定の宗教団体などの特権団体に、教育をおこなう権利を独占させず、広く一般の私人に対して教育をおこなう自由を認めることがその本来の意義である。教育の自由の問題について、こゝで詳論することを避けるが、要するにこの問題は外国では、国家または地方公共団体のおこなう教育、すなわち公教育の問題とからみ合いしばしば今日でさえ重大な政治問題の一つとされている。このような、国家とその教育に関する問題は、源を遠くアテネ・スパルタさてはローマのいにしえにまでさかのぼることができるのであり、近代国家の成立とともに、この問題の持つ重要性はますます強く認識されるにいたった。フランス大革命に前後し、それより以前すなわちアンシャン・レジム時代にそうであったように、子女の教育をカトリック教会の手にゆだねずに、国家自らその手で掌握しようということがフランスにおいて、コンドルセーその他によって主張され、こゝにいわゆる公教育なることが強く唱道・実施されるにいたった。そして、ナポレオン時代にあってもこの主張すなわち教育は国家に専属するという考え方が強かった。まず、大革命時代の為政者は、教育をもって国の市民に対する責務の重要なものと考え、ナポレオンはまた国のためにも、君主のためにもこのことが必要であると確信していたといわれる(*2)。しかし、ほどなく上に述べたような教育的国家独占主義の主張に対し、カトリック教会からの反撃はもちろん、一般からの反対もほうはいとして起り、こゝにいわゆる教育の自由なる主張が登場するにいたったのである。1848年制定のフランス憲法に「教育は自由とする」という原則が高く掲げられ、これと前後してベルギー憲法にもこのことが明文をもってうたわれ、それ以後、多くの国の憲法にほとんどいってもよいくらい、この原則が規定されることになったのである。ベルギー憲法17条の「教育は自由とする。これに対するすべての防圧手段は、これを禁ずる。」という規定はかなり強い表現である。これは、同憲法16条の信教自由に関する規定とともに、この国における特殊事情から生れたものであって、すなわちベルギーの独立や憲法制定と関連のある、オランダ政府に対するカトリック側の闘争に由来するものであるとの説があ

(*1) 教育の自由すなわち *Liberté de l'enseignement* は、*Liberté d'apprendre* ではなく、*Liberté d'enseigner* をいう (Léon Duguit : *Manuel de droit constitutionnel* p. 244)。なお教育権 *Erziehungsrecht* は、上に述べたように、教育をおこなう権利または機能 *Recht oder Befugnis zur Erziehung* である。教育権の理念に関しては、教育権の自然法的考察 (法学協会67巻2号所載) なる田中耕太郎博士の論文がある。

(*2) 教育の自由または国家と教育の問題については、P. Dielininkaitis の *La liberté scolaire de l'Etat* なる文献がある。

るが（*）、そのこと自体は誤りがないとしても、このような国家と教会との、教育を廻っての抗争はなにもベルギーにのみ見られる現象ではなく、したがって教育自由の原則の規定はベルギー憲法にのみ規定されているものでもない。オランダ憲法201条2項は「教育を与えることは、政府による監督を除き、自由なものとする」といつていて、「政府による監督を除き」という留保を付していることに特色が見られる。この二つの典型的な例の外、教育自由を教育条項として持つ国が多い。今これらをいくつかのカテゴリーに分けることは、必ずしも困難なことではない。

第一のカテゴリーにいられるのは、イタリア、オーストリア、ザール、西独、ポルトガル等のカトリック教会の勢力の比較的強い諸国の規定である。上に述べたベルギーやオランダの規定もこれに含められるであろう。イタリア憲法（以下憲法という字句を略する。）「33条 芸術および科学は自由であり、その教授も自由である。……団体および私人は、国の負担を伴うことなしに、学校および教育施設を設ける権利を有する。」オーストリア「31条 2項 科学とその教授は自由であり、公の負担にもとづくところの諸義務も、その自由を侵すことはない。3項 連邦の全市民ならびにオーストリアに在住する全法人は、直接間接とを問わず教育をおこなうための施設を、法律に規定する条件を充たす限り設定することが認められる。」ザール「5条 科学および芸術は自由であり、その教授も自由である。」西独「5条 芸術および科学ならびに研究および学説は自由とする。」ポルトガル「8条 左の事項はポルトガル市民の有する個人としての権利および保障とする。(5)教育の自由 2 教育に関する自由権の行使については、特別法で規定しなければならない。」以上の諸国の規定は大体同じような型を有しているのである。

第二のカテゴリーは、中南米のいわゆるラテン・アメリカ諸国の憲法に見られるところのものである。すなわち、メキシコ3条、サルヴァドル33条、パナマ79条、ホンデュラス60条、ドミニカ6条4項、コロンビア41条、ヴェネズエラ55条、ウルグアイ59条、チリー10条6号はいずれも「教育は自由とする」とか、「教育の自由はこれを保障する」とか規定している。多少形式の異なるものをあげると、ハイチ23条の「教育の自由は、法律の規定にしたがい、かつ市民の道徳的および市民としての教育に関心を有する国の監督の下に認められる。」コスタリカ「53条 あらゆるコスタリカ人または外国人は公金で維持されていない教育施設で適当な教育を受け、または与える自由を有する。」ボリヴィア「6条 すべての人は、

(*) ベルギー国憲法（清宮四郎訳）p.52

法律の規定にしたがって次のような基本的人権を有する。教育を受ける権利、国の監督の下に教える権利」 ブラジル「166条 教育は自由の原則および人類連帯の理想を鼓吹するものでなければならない。」 アルゼンティン「26条 すべての国の住民は、当然権利の行使を規律する法律の定めるところにより、次の諸権利、すなわち、……教授をし、及び学習をする権利を享有する。」 以上の例に見られるように、これらのすべての国が正面から教育の自由について規定している。以上の諸憲法が、サルヴァドル、メキシコ、コスタリカ、チリーの四国のそれを除き、いずれも1945年以降に制定または改正されたものであり、そしてそのいずれもがいくつ合わせたように教育の自由を規定していることは留意すべきことであろう。

第三のカテゴリーは、アラブ諸国または回教圏の諸国の憲法に見られるところのものである。すなわち、アフガニスタン「21条 アフガニスタンにおいて、イスラム科学の教育は自由とする。すべてアフガニスタン人は、公にも私にもイスラム科学を教えることが認められる。」 イラン「18条 学問と芸術の研究・教授は宗教の戒律に禁止されているものを除くの外、自由とする。」 レバノン「10条 公の秩序と善良な風俗に反せず、かつ祖国と宗教の権威を失墜しない限り、教育は自由とする。」 シリア「9条 公の秩序と善良な風俗に反せず、かつ祖国と宗教の権威を失墜しない限り、教育は自由とする。」 リビア「29条 教育をおこなうことは、公の秩序をみださず、かつ善良な風俗に反しない限り制限してはならない。」 エジプト「17条 公の秩序と善良な風俗に反しない限り、教育は自由とする。」 以上に見られるようにほとんど条文の内容は定型的であり、ここでは宗教の権威を失墜しない限りという制限がついていることに注意すべきである。

第四のカテゴリーは、以上のいずれにも属しないもので、すなわち トルコ「80条 いかなる種類の教育も、国の監督と法律の認める範囲内で自由である。」 タイ「26条 何人も法律の規定する制限内において教育の完全な自由を享受する。」

なお、人民々々主義国家の憲法では教育の自由という観念が見いだされないのは、もちろん当然であろう(*)。

現行憲法の外に、教育の自由を規定したものとして、ドイツ、ワイマール憲法 142条の

(*) たゞし東独34条に「芸術学問およびこれらの教授は自由である」といっている。これは、ワイマール憲法の規定を受けたものであるが、この規定のすぐ次に、「国はこれらの育成に参加し、保護を与え、特にこの憲法の規定および精神に反する目的のために濫用されぬようにつとめる。」との規定がある。この規定によってみると東独憲法は一応教授の自由について規定しているのであって、人民々々主義国家としては非常な例外に属する。

「芸術、科学およびその教授は自由である。国家はこれに保護を与え、かつその発達を助成する。」というのがある。ワイマール憲法は前にも述べたように、その後制定された多くの国の憲法に多大の影響を与えているのである。

最後に、わが新憲法に、教育の自由という字句があるかというところ、もちろんそれにあたるものはない。憲法23条の学問の自由の保障に関する規定は、直接に教育の自由を規定したものということとはできない。なぜならば、これは学問的研究の自由に関するものであって、教える自由ではない。しかしながら、学問の自由と教育の自由とはまったく無関係であるかということ必ずしもそうだともいわれないのである。少くとも沿革的に見るならば、学問の自由とは教える自由すなわち教育の自由を含む概念であったということができよう。また、学問の自由は教育の自由と内容的に相関連することが少なくないであろう。この意味で、わが憲法23条が学問の自由を保障し、また21条で一切の表現の自由を保障していることなどをあわせ考えるならば、新憲法は直接明文でこそ教育の自由について規定してはいないが、間接的にはこれについても規定していると考えて差支えなからう。

(2)学問または研究の自由 上に述べた、教育の自由と多少の類似点があるというものの、一応異なる内容を持つものとして考えられているものに、学問または研究の自由 *academic freedom, akademische Freiheit* がある。まず、沿革的にいうと、これは主としてドイツの各大学において認められてきたものである。これが思想や言論の自由と別個に一つの自由として認められ、憲法に規定までされるようになってきたゆえんは、いうまでもなく学問の自由を保障することが学問の発達のために絶対に必要であると考えられたからであろう。

わが新憲法23条において、数少ない教育条項の一つとしてこれに関する明文が見られる。現在、相当多くの憲法殊に第二次大戦以降に制定された憲法の大部分はこれに関する規定をおいている。

各国の憲法中には、学問の自由といっている外、研究または教授の自由といっているものが多い。教授の自由ということになると、上に述べた教育の自由と内容において大体一致することになる。既に述べたように、学問の自由が大学において論じられたゆえ、学問の自由という大学と同意語のように取りあつかわれることがしばしばある。しかし、学問の自由は実際問題としては大学に關係することが多いのは事実であろうが、大学に限るべき理由は特に存在しない。わが新憲法23条の学問の自由の保障に関する規定も大学に限らず、それ以外の学校または私人の資格においておこなわれるものでもすべて含むのである(*)。

(*) 註解日本国憲法 p.459

各国の憲法に見られる学問の自由はわが23条の場合と同様に、大学の自由とは一応別個の觀念であり、大学の自由については、別に規定していることが普通である。それで、こゝではあくまでそのような学問ないしは研究の自由について述べることにして、大学の自由あるいは大学の自治の問題については後に述べることにしよう。

それでは次に、学問の自由または研究の自由を教育条項のうちに規定している憲法にはどのようなものがあるか以下述べてみよう。

教育の自由の場合と同様、これをいくつかの類型に分けることにする。まず、その第一の類型は、いわゆる人民々々主義国家の憲法に見られるものである。これらの国の憲法は大體、共産革命の結果、制定されたもので、憲法の規定の形式・実質ともにいずれもいちじるしい共通点を持っている。そして当然のことであるが、学問の自由または研究の自由の規定についても共通点や類似点が甚しく多い。これらの国においては、教育ないしは学問に対する国の干渉の程度は他の自由諸国家に比すると非常に強いと考えられるのは当然であろう。したがって、その結末として憲法に規定された学問ないしは研究の自由というものが制限的であることはまぬかれ難いところであろう。また、別の言葉でいえば、これらの国々でいう学問や研究の自由は、自由主義諸国のそれとは非常に異なっているということもいえるであろう。これに属するものは次のようなものがある。アルバニア「27条 学問的活動の自由は保障する(*)。国は人民の文化と幸福とを増進する目的をもって、学問と芸術とを奨励する。」これとまったく同様な規定がユーゴスラヴィア37条である。ポーランド憲法は、「国は学問的研究とその成果の公表の自由ならびに芸術的創作の自由を保障する」といつている。なお、中共「95条 中華人民共和国は、公民が、学問上の研究・文学・芸術上の創作活動およびその他の文化活動をおこなう自由を保障する。国家は、科学・教育・文学・芸術およびその他の文化活動に従事する公民の創造的活動に対しては、これを奨励援助する。」北鮮「20条 公民は学問または芸術活動の自由を有する。」東独34条については既に述べたが、「芸術・学問およびこれらの教授は自由である。国はこれらの育成に参加し、保護を与え、特にこの憲法の規定および精神に反する目的のために濫用されぬように努める。」がこれである。以上の規定は、学問の自由を保障しつつ、かたわらこれに関する国の役割について規定していることに留意が払われるべきであろう。

(*) 諸国の憲法英語訳、仏語訳はいずれも Science という字句をつかっているので、ある場合に科学と訳し、またある場合には学問と訳した。

第二の類型としては、回教圏の諸国の憲法の規定がこれにいれられる。これは前に教育の自由のところでも触れたアフガニスタン21条とイラン18条の規定がこれに該当すると考えられる。両者ともに、学問や芸術の教授・研究の自由を認めつつも、これに一定の宗教上の制約を付しているのである。

第三の類型としては、ラテン・アメリカの若干の国の憲法の規定がこれにあてはまると思われる。まずペルー「80条 国は教職の自由を保障する。」教職の自由とはいいかえれば学問の自由といっても差支えあるまい。グアテマラ「85条 国は、教師のための言論の自由を保障する。」ニカラグア「91条 国は善良な風俗および公の秩序に反しない限り、学問の自由を保障する。」ブラジル「173条 科学・文学および芸術は自由である。」などがこれに属すると思われる。

第四の類型は、前にも一寸触れたところの、イタリア「33条 芸術および科学は自由である。」オーストリア「31条 2項 学問とその教授は自由である。」ザール「5条 学問および芸術は自由である。」西独「5条 芸術および学問ならびに研究および学説は自由である。」大韓民国「14条 すべて国民は学問と芸術の自由を有する。」フィリピン「14章 5条 国家によって設立された大学は、その学問の自由を享受する。」中華民国「11条 人民は講学の自由がある。」などがこれにはいると思われる。以上、第三と第四の類型の間に本質的の差異はない。

第五の類型は、学問や芸術の自由というような字句を使用せず、学問・芸術の奨励・保護ということの規定し間接的に学問・芸術の自由を保障・保護しているものがこれに数えられる。これに属するものには次のようなものがある。ポルトガル「43条 2項 芸術および学問は、それが憲法ならびに国の権威および調整的活動に対する敬意を表するものである限り、その発展・教授および普及を奨励され、かつ保護される。」アルゼンティン「37条 4の5 国は学問および芸術の発達を保護し、かつ奨励する。学問および芸術の道にしたがうことは、自由とする。ただし、国は芸術家および学者の社会的義務を除外するものではない。」イタリア「9条 1項 共和国は、文化の発展ならびに科学的・技術的研究を推進する。」フィリピン「14章 4条 国は学問的研究と発明とを奨励する。」ヴェネズエラ「55条 あらゆる自然人・法人は自由に学問・芸術に没頭でき、これらを教える施設を、国の最高の監督と指示の下において、かつ法律が規定する条件にしたがって設けることができる。」タイ「5章 66条 国は芸術・学問の研究を支持する。42条 2項 国は法律の定める制限内において研究施設がその事務を運営できるよう配慮する。」シリア「28条 8項 国は芸術および学

問をひ護し、促進し、学問的研究を奨励する。」ハンガリア「53条 ハンガリア人民共和国は、勤労人民の利益に役立つ学問上の活動を効果あらしめるよう奨励し、人民の生活と闘争を表現し、現実性を鼓吹する芸術、人民の勝利を告げる芸術を奨励し、あらゆる便宜の処置により、人民に委ねられた知的階層の発達を容易ならしめる。」ブルガリア「80条 国は科学研究所……等を開設することによって、かつこれらの部門において能力をあらわした者を支援することによって学問および芸術の発展を配慮する。」以上の第五の類型に属する規定の特色と見られる点は、前にも述べたことであるが、国家の積極的な配慮にもとづくところの、学問なり芸術なり、研究なりの、保護・奨励であるということである。特に、人民民主主義国家であるハンガリアの規定は興味ぶかく思われる。

(3)教育を受ける権利 教育を受ける権利について、各国の憲法が規定している例は非常に多い。わが新憲法でも、既に述べた学問の自由の保障の規定と、それと次に述べる義務教育に関する規定は、数少ない教育条項を形づくっている。実際、この教育を受ける権利は、各国の憲法が保障している人権としては、相当重要なものである。1948年に国際連合が採択した「世界人権宣言」でも、その26条で「人はすべて、教育を受ける権利がある」と規定している。一体、教育を受ける権利を保障するということは、単に人類が自然に有する自由や権利を保障するということのみにとまらず、もっと積極的に国家権力が干与して実現される自由や権利を保障するという大きな意義を持つ。すなわち、教育を受ける自由や権利について、単に国家の干渉を排除しそれを保障するという、従来のいき方から更に一步進めて積極的な国家の施策を求めて権利や自由の保障を確実にしようという考え方に変ってきているのである。このことは、ひとりこの教育を受ける権利についてのみならず、前に述べた教育の自由なり、学問の自由なりについても同様なことがいえるのである。しかし、教育を受ける権利について特にこのようなことがいわれるのであって、一般的に、教育を受ける権利を保障するということは、特に国家の特別の配慮を求め、各人に対し、健全な教育を受ける機会すなわち教育の機会均等を実現させるということなのである。教育を受ける権利をこのように理解し、これを生存的基本権(*1)ないしは社会権(*2)とよぶむきもあるが、権利の保障特に教育を受ける権利にこのような質的变化があることを、こゝで特に述べておこう。

いずれにせよ、教育を受ける権利は上に述べたように、実に重要な意味を持っているものであって教育条項のなかで最も重要なものといっても差支えがない。実際、憲法の教育条項

(*1) 基本的人権 (我妻栄, 国家学会編新憲法の研究) p. 78

(*2) 日本国憲法 (宮沢俊義著) p. 194

そのものゝ存在意義の大半は、すなわちこの教育を受ける権利にあるということもまんだら誇張でない。

例によって、こゝでも若干のグループに分けて考えよう。第一のグループは共産主義ないしは人民々々主義国家の規定である。周知のように、これらの国においては教育に対する国の干渉は非常に強い。ある場合には、文字どおりの教育的国家独占主義を採用しているのではないかと見られるほどである。前に述べたことであるが、教育を受ける権利の保障ということ自体が国の干渉を要請するのであるが、これら一連の国家においては教育を受ける権利については、なおさら国の干渉の程度はいちじるしいのである。すなわち、これらの国における規定は、単に国民に権利を認めるにとどまらず、更に具体的にこれに関する国の施策を規定することによって積極的に国民にその権利を保障しているのである。例をあげれば、ソ連「121条 ソ連邦の市民は教育を受ける権利を有する。この権利は、普通・義務・初等教育・七年の無償教育制、高等の学校における優秀な学生に対する国家的給与の制度、学校における母語による授業、ならびに工場・ソフホーズ・機械・トラクター配給所およびコルホーズにおける勤労者に対する生産・技術および農業の無償の教育組織によって保障される。」との規定がこの典型的なものである。1936年に制定されたソ連邦のこの規定はソ連邦を構成する各共和国や、多くの人民々々主義国家の憲法の規定に甚しい影響を与えずにはおかなかった。まず、ウクライナ 101条、白ロシア96条、ルーマニア80条は、まったくといってよいほど内容・形式が似ている。ブルガリア「79条1項 市民は教育を受ける権利を有する。4項 教育を受ける権利は、学校・学習的・教育的研究所・大学ならびに奨学金・学生のための寄宿舎・秀才のための援助および特別な奨励によって保障される。」中共「94条 中華人民共和国の公民は教育を受ける権利を有する。国家は、各種の学校およびその他の文化教育機関を設置し、漸次拡充することにより、公民のこの権利の享受を保障する。」北鮮「18条 公民は教育を受ける権利を有する。国家は貧困な公民の子女に対し、無償で教育を受けられることを保障する。」チェコスロヴァキア「12条 すべて市民は教育を受ける権利を享受する。国家は各人の能力と地域社会の必要性を考慮しつつ教育を確保するよう配慮する。」アルバニア28条およびユーゴスラヴィア38条「人民の一般的教養水準を高めるため、国家はあらゆる人民の階層に対し、学校その他の教育施設で教育を受けることを保障する。」ハンガリア「48条 国家は労働者に教育を受ける権利を保障する。国家はこの権利を有効ならしめるため無償かつ義務制の公教育を普遍化し、中等・高等の教育機関および成人の補習教育機関に入学しうよう配慮し、かつ自ら学ぼうとする者に経済的援助をする。」ポー

ランド「4条 ポーランド人は教育を受ける権利を有する。」 東独「35条 いずれの国民も教育を受ける権利を有する。青少年の教育ならびに国民の精神のおよび専門的な、さらに進んだ教育は、国家のおよび社会的生活のすべての領域にわたり、公の施設によって確保される。」 外モンゴル「市民は教育を受ける権利を有する。その権利は無償の教育、学校または技術教育施設の組織、母語による教育により保障される。」 以上、煩をいとわず、ほとんどすべての共産主義ないしは人民々主々義国家の憲法の規定をあげたのであるが、実におどろくべき内容の定型化がある。

第二のグループに属するものとして、次の各規定を列挙することができよう。それは単に、国民が教育を受ける権利を有するとのみ規定し、これに対する国の措置について概して規定するところがないか、あるいは国の措置を規定していても、さほど調子が強くないものである。まず、わが憲法26条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とのみ規定している。これは、前に述べた教育の機会均等などを規定したものである。こゝで「ひとしく」というのは一様にという意味ではなく、法の下において平等であるということであり、これはわが教育基本法3条の「人種・信条・性別・社会的身分・経済的地位または門地によって、教育上差別されない」ということである。これは正しく、中華民国21条の「人民は国民教育を受ける権利義務を有する。」という規定を受け、159条で「国民が教育を受ける機会は一律に平等である。」という規定と同じことであるということができよう。大韓民国16条1項の「すべて国民は均等に教育を受ける権利がある。」という規定もまた同じものであろう。機会均等についてはこの外、フランス憲法前文「国は児童および成年者の、教育・職業的訓練ならびに教養に対する機会の均等を保障する。」という規定がある。スペイン5条「すべてスペイン人は、自己の家庭の内部においてせよ、私的または公的機関においてせよ、自己の意思で教育および学習を受ける権利を有し、かつこれらを取得する義務を有する。」 オランダ「201条 法律によって定められた原則に反しない限り、……初等教育が認められる。ただし、この教育を受ける者に対しては、機会が与えられなければならない。」 イタリア「34条 学校はすべての人に開かれる。能力があり成績がすぐれた者は、貧しい者であっても、学業の最も高い程度にすゝむ権利を有する。国は、試験によって与えられるべき奨学金・家庭手当その他の措置により、この権利を実効的なものとする。」 アルゼンティン「37条4の6 能力があり、かつ称讃に値する学生々徒は最高程度の教育を受ける権利を有する。」 ビルマ「33条 国は各市民の教育を受ける権利を確保するよう政策に重点をおかななければならない。」 ルクセンブルグ「23

条 国はすべてのルクセンブルグ人が義務であり、かつ無償の初等教育を受けることに關心を有する。」 シリア「28条 すべて市民は教育を受ける権利を有する。」 ヴェネズエラ「53条 共和国の全住民は教育を受ける権利が保障される。」 インド「36条 あらゆる市民は無償の初等教育を受ける権利を有する。」 ボリヴィア「6条 各人は法律の範囲内において次の基本的権利を有する。教育を受ける権利。」 リビア「29条 すべてリビア人は教育を受ける権利を有する。国はリビア人および外国人のために、公立学校の設立および国の監督の下に、国がその設置を許可することのできる私立学校の設立により、教育の普及を保障しなければならない。」 デンマーク「76条 就学年令に達した全児童は、初等学校において無償の教育を受ける権利を有する。」

以上の諸国の規定のうち、国のなすべきことを規定しているものは、フランス、イタリア、ビルマ、ルクセンブルグ、リビアの諸国であるが、リビアを除けば権利を保障するというような表現さえ見ることができないのである。

最後に、教育を受ける権利について規定していない場合でも、もちろんこの最も普遍的で一般的な人権であるところの右の権利は、いずれの国においても一般的に認められていることに留意しなければならない。すなわち、世界人権宣言26条にいうように「人は、すべて教育を受ける権利を有する」ことはいずれの国でも一応認められているのである。

(4)義務・無償の教育 近代国家は一方において、国民に教育の自由や学問の自由などを保障している反面、他方において教育を受ける義務すなわち義務教育についての制度を設けているのであって、これもまた普遍的現象であるということができよう。それで、憲法の教育条項として義務教育に関する規定を設けているものは相当多いのである。しかし、その規定や内容は必ずしも同一とはいえないが、これも二つのグループに分けてみることにしよう。

第一のグループは直接国民に対し、就学義務を課している場合である。第二のグループは、義務教育に関して国自身の義務を規定し、間接的に国民に就学義務を課している場合がこれにはいる。両者を比較すると、なんといっても第一のグループの方がずっと多いのである。

なお、一般に国民に義務教育を課する以上、そのコララーとして、それが無償でおこなわれるということになる。義務教育の無償制についても、特にそのことを規定している例がかなり多いのである。それから更に、初等教育が義務教育であることを規定したものが大部分であり、ごく若干がそれ以外の教育の義務制をしいているのにすぎない。

それで第一のグループに属するものを列挙してみよう。わが新憲法26条2項の「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。

義務教育は、これを無償とする。」という規定は、義務・無償の普通教育に関するものであり、義務教育に関するものとしては正に標準型のものである。たゞし、普通教育といっているのが、初等教育よりは広く、高等教育もある意味で普通教育のなかに含めることができるのであって、もし高等学校を義務制としても、特に現行憲法を改正する必要はなからうと思われる。こゝにいう普通教育は、人間として誰しも受けなければならない普通・一般・共通の教育をいうのである。義務教育の典型的なかたちである、初等教育の義務・無償を規定しているものは、大韓民国16条2項、ギリシヤ16条、アフガニスタン20条、トルコ87条、ネパール4条、ホンデュラス60条、ペルー72条、パラグアイ10条、チリー10条、アルバニア28条5項、ハンガリア48条2項、チェコスロヴァキア13条2項である。世界人権宣言26条も「教育は、すくなくとも初等の基礎的な段階においては、無償でなければならない。初等教育は義務教育であることを要する。」といっている。次に義務制について年限その他の規定を設けた国をみると、イタリア34条2項は少くとも義務年限を8年とするといふ、ソ連121条、ウクライナ101条にあっては7年、中華民國60条は6才から12才まで、ヴァティカン21条は6才から14才、ボリヴィア154条は7才から14才、東独38条は18才といふ、メキシコ31条は15才未満といふ、中華民國60条は更に学令をこえてまだ基本教育を受けていない者に無償の補習教育をおこなう旨の規定がある。

義務教育といえば、一般に学校で受けるのが本来のかたちであるが、これを家庭でおこなうことを認めている例もある。たとえば、ポルトガル42条「教育および訓育は義務的とし、家庭およびこれに協力する公私の教育施設がおこなうべきものとする。43条1号 基礎的・初級的の訓育は義務的とし、家庭または公私の学校で与えることができる。」デンマーク76条もこのような趣旨である。

子女を保護する者一般には両親であるが一以外に、義務を負わせている例としてはブラジル168条に「百人以上の労働者を使用する商工業、農業の企業はその従業員およびその子女のため、無償の初等教育を維持する義務を有する。工業および商業の企業は、教授の権利を尊重して、法律の定めるところにしたがい、協同組合組織で、未成年労働者に教育を施す義務を有する。」という規定がある。就学義務の違反に対し、罰金・禁錮等の制裁を課する旨、憲法で規定しているのはヴァティカン21条あるのみである。なお、補習教育を義務制としているのは、前に述べた中華民國60条であり、義務制とすることができるとしているのは、リヒテンシュタイン16条6項である。メキシコ31条は、初等教育を15才未満の子女に対し、また一般市民には公民教育を、更に両者のすべてに軍事訓練を受けることを義務としている。

東独38条は、普通義務教育は18才までといていることは既に述べたところであるが、また基本教育を終了した後、職業学校への進学を認め、それも18才まで義務制としているのである。

義務制に関するものであるが、別のいき方をしているもので、ソ連邦121条、ウクライナ101条、白ロシア96条、ルーマニア80条、ブルガリア79条の各憲法は、まず国民が教育を受ける権利があると規定し、更にその権利は、普通・義務かつ無償の初等教育その他によって保障されると規定して、義務教育を受けることを国民の権利の内容としているのである。

無償について次に述べよう。義務教育の無償を国立公立学校の場合に限ったのは、アルゼンティン37条4の2、ブラジル168条、リビア30条、スイス27条、シリア28条、メキシコ3条、パナマ133条、ヴェネズエラ58条、コロンビア41条、ニカラグア87条である。わが国の場合は、憲法26条2項に義務教育は、これを無償とするのみといているが、これを受けて教育基本法4条2項で「国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料はこれを徴収しない。」といているのである。なお北鮮18条は「国家は貧困な公民の子女に対し、無償で教育が受けられることを保障する」とい、中華民国160条は学費の免除を規定した上、貧困者に対し政府が書籍を供給するといっている。東独39条も、義務教育は無償であるとい、さらに義務教育学校における学用品は無償であると述べている。ハイチ「23条 あらゆる段階の学校において、入学条件に差別なく、無償である。」パナマ「78条 すべての種類の公立の就学前の教育、小中学校の教育は無償とされるべきである。国は就学前のおよび小学校の教育に学用品を支給する義務を負う。中等学校の無償は入学料の制度を設けることを妨げない。」キューバ「48条 就学前の教育・初等教育・職業教育は無償である。」ドミニカ「6条 公立の初等学校、農・技芸・家政の各学校はいずれも無償である。」エクアドル「71条4項 初等教育および公の性質を有する技芸学校は無償である。」ボリヴィア「154条 国立の初等・中等学校は無償である。」グアテマラ「82条 最低の公・一般の教育・農・工・芸術・教員養成の各教育は無償である。」ブラジル「168条 初等教育の次の官公立教育は、資力を持たないか、または不じょうぶであることを立証した者に対し、これを無償とする。」シリア「28条 国立の中等学校・職業学校は無償である。」なお、義務制には触れていないが初等教育の無償のみを規定しているのがサウディ・アラビア25条である。インド36条は、すべて市民は無償の初等教育を受ける権利があるとい、つゝも、国は憲法実施後10年以内に、あらゆる児童が14才に達するまで無償の義務教育を受けられるよう努めなければならないと規定しているのである。

第二のグループに属するものは、義務教育に関し、国の責務を憲法で定めて、間接的に国民の就学義務を規定しているものである。まず、その典型的なものはフランス憲法前文「国は児童および成年者の、教育・職業的訓練ならびに教養に対する機会の均等を保障する。あらゆる段階の、無償にして非宗教的な公教育の制度を組織することは、国の義務である。」である。このような例はかなり多い。すなわち、フィリピン「5条 政府は完全で妥当な学校教育制度を維持し、少くとも無償の初等教育および成人に対する市民的訓練の施設を設けなければならない。」タイ「42条 国は教育を促進し、かつ維持する。教育組織を設置することは、国の専属的義務である。」ポルトガル「43条 国は初級・補習・中級および上級諸学校ならびに高等教育施設を公的に維持しなければならない。」ルクセンブルグ「23条 義務・無償の初等教育がおこなわれるよう国が配慮する。」アイルランド「42条 国は無償教育を保障しなければならない。」ビルマ66条にも右とほぼ同様の規定がある。なおまた、スペイン「5条 すべてスペイン人は自己の家庭の内部においてにせよ、私的または公的機関においてにせよ、自己の意思で教育および学習を受ける権利を有し、かつこれらを取得する義務を有する。国はそれぞれの才能が、経済的資力がないために失われないように配慮する。」西独「6条2項子の養護と教育は両親の自然の権利であって、かつなによりもさきに、両親に負わされている義務である。その実行に対しては、国家共同社会が監督する。」という規定もある。最後に、イラン19条、オランダ201条、フィンランド80条、グアテマラ81条は、いずれも義務教育については法律によって規定されるといっているのである。

(5)教育と宗教 諸外国にあつては、宗教なるものが、歴史的に見ていついかなる時代にあつても常に重要な役割を演じ、そして今もなお、政治上また社会的に大きな比重を占めていること、到底わが国の比でない。したがって、宗教そのものにつき、あるいはまたそれと国民教育との関連事項について、各国の憲法が相当多くの条項を割いていることは想像にかたくない事実である。

各国の憲法中、宗教や信仰の問題がどのように取りあげられているか、今こゝで論ずるところではない。それについては、前にも一寸触れたが、文部省編「信教自由に関する各国憲法の条文」という文献に詳しい(*)。こゝでは、教育条項を問題としているのであるゆゑ、宗教や信教や信仰などの問題がどのように教育問題とからみ合っているか、教育を主とした観点からこれを観察していこうというのである。

(*) これについては、本論第1節用語の意義中「教育条項」(*)2)で詳細に紹介した。

一般に一国の宗教政策は、特定の宗教を国教として、あるいは特権的な地位を付与している場合と、宗教に対し好意的・非好意的であれ、それと政治や教育とさい然分離させることをたてまえとする、いわゆる政教分離政策をとっている場合と、以上の二つの中間の立場をとるものと、大体三つぐらいに分けられるのではなからうかと思われる。もちろん、この三つの場合の限界は必ずしも明らかでない場合もありうるのであるが、とにかく一国の宗教に対する考え方または態度なり政策なりは、以上三つの場合のいずれかにいられると考えると差支えないのではあるまいか。前掲の文部省編の「信教自由に関する各国の条文」にも触れているように、現在、世界中のあらゆる国のうちいずれの国であっても少くとも一応は信教自由の原則をとっているのであるから(*)、宗教や信仰に対し非好意的であっても、表面的に敵視し、あるいは反対の態度をとっているものは少ないようである。それであるから、宗教政策としては、以上の三つに一応分類が可能であろうと思われる。このような宗教政策は、一般的にいうと、その国における宗教と教育との関連問題についてもそのまま反映して見られるということができよう。宗教と教育の関連問題は大部分の場合、宗教々育という形であらわれてくるのであるから、三つの宗教政策があるということは、宗教々育に関する三つの態度なり政策があるといってもたいして支障があるまい。たとえば、国教制度を採用している国は、強制的ではないとしても、その国教による宗教々育を国立の学校でおこなっていることが多い。これと反対に、厳密な意味の政教分離主義というよりも、特定宗教あるいは宗教一般に対し非好意的な立場をとっている共産主義ないしは人民々主々義国家においては、いかなる意味においても宗教々育が認められる余地はないのである。また、わが国のように、むしろ宗教に対し好意的な考え方から政教分離主義をとっている国においては、私立学校においては誰はばかることもなく宗教々育が公認されているというようなわけである。そこで、こゝでも前にあげた宗教政策について考えられる三つの態度を一応念頭におき、教育と宗教との問題すなわち主として宗教々育の問題に関し三つのグループに分けて考えることにしよう。その前にことわっておかなければならないのは、各国の権利章典では、良心の自由あるいは信教の自由の保障という形式で宗教や信仰の問題が取りあげられているが、これが必ずしもすべて教育の問題に触れているというわけではない。それで、こゝで取りあげるのは、各国の憲法中教育条項として、すなわち教育に関連して宗教がなんらかの形で取りあげられているものに限って問題とすることにした。たとえば、アメリカ合衆国憲法修正1条前段

(*) 前掲「信教自由に関する各国憲法条文」はしがき p.1

の「連邦議会は、法律により国教の樹立を規定し、または宗教の自由な遂行を禁止することができない。」という規定から、公立学校が公然と宗教々育をおこなうこと、すなわち公立学校のカリキュラムのなかにこれを取りいれたり、あるいはまた宗教団体立の学校に対し、公然と公金を支出することが、右の規定に違反するということになることはほとんど異論がないようである(*)。しかし、このようなことは、右の条文の解釈であって、憲法自ら規定しているものではない。それで、こゝにあげたように憲法の条文で明らかに規定していないことがらについては、こゝでは取りあげないことにしよう。

そこで、まず第一のグループであるが、これは前に述べたように、国教制度もしくはこれに近い制度なり、方針なりを持つ国において、宗教々育の問題につき、憲法に表現されているものである。例によって列挙しよう。アイルランド42条以下は、国は家庭の宗教々育を確保する両親の権利義務を尊重すること、宗教団体の設立する学校に対する補助金は平等に支出すること、宗教々育施設の尊重などを規定している。リヒテンシュタイン16条も、宗教々育をおこなうよう、国は特別の配慮をなすべきこと、宗教々育は教会によっておこなわれること、宗教々育施設の保全等を規定し、西独7条も、子を教育する権利を有する人々はその子を宗教々育に参加させるかどうかを決定する権利を有するといふながら、宗教々育は公立学校においては、無宗教の学校を除いて通常の課程とし、それは宗教団体の教義にしたがっておこなわれる。たゞし、国はこれに対し監督をなしうるのであり、いかなる教員もその意思に反して宗教々育をおこなうべき義務を負わされることがないといっている。ポルトガル43条は、国によりおこなわれる教育は道徳的徳性の形成を一つの目的としているが、これについてはポルトガルの伝統であるキリスト教の教義および道徳の諸原理を体するものであり、さらに私立学校における宗教々育はいかなる許可をも必要としないと規定している。ザール27条は、公立学校は宗教学校であり、児童はそこで彼等と同じ宗教を信ずる教師により教育され、その教育は宗教にのっとっておこなわれるべきである。また、高等小学校・職業学校・中等教育はキリスト教にもとづくものであり、更に宗教々育は全初等学校の課程の一部である。また、少数を占める宗教団体に属する児童達が、市町村に居住する際の措置、たとえばそのために単独のクラスなどを設けることなど詳細な規定がある。また両親に対しては宗教々育を子供に受けさせることを拒否する権限を与えており、この場合、子供はなんらの不利をも受けない。なお、この拒否が子供が18才に達していれば、自身で表明できる、という規定もある。フィリピン

(*) 前掲「アメリカの法における基本的人権」p. 5, p. 10

5条は、任意的宗教々育は現に法律の許容するように初等教育において維持されなければならないとし、また教会の教育目的のための土地は免税とされるという規定もある。ブラジル168条5項も、宗教々育は官公立学校の課程の一部を占め、生徒に能力があるときは生徒自ら、その能力を欠くときは、その適法の代表者または責任者の表明する、生徒の信仰に応じてほどこされる、と規定している。コロンビア54条は、カトリック司祭は公教育に従事できるとし、公立学校における宗教々育を認め、オランダ201条は、公立学校の教育は個人の宗教的立場を尊重しつつ、法律によって定められるといている。パナマ36条は、宗教々育は国立、公立学校においてカトリック教会がこれをおこなうが、強制的ではないといている。オーストリア27条、31条は、特定の宗教を信ずることを入学条件とする学校を認め、また家庭の宗教々育を尊重する旨規定している。ノルウェイ2条は、同国の国教である福音ルーテル教を信ずる者はそれによって子供を教育すべきことを規定し、なお、カトリックの修道会であり、教育事業に従事するイエズス会の禁止、教会設立の教育団体の財産より生ずる収益は教会の振興にあてる旨の規定もある。カナダ93条は、各州の教育法規制定に際しては、宗教学校の権利・特典を公平に均てんさせるべきことを述べている。変わったものとしては、アイスランド64条4項は、アイスランド教会に属しない者にアイスランド大学あるいは同大学の奨学施設に寄附をなすべき義務を負わせているのである。以上は、キリスト教国について述べたが、次は回教国について述べると、アフガニスタン21条は、同国において回教の宗教々育は制限されず、すべてアフガニスタン人は回教々育を授けることを公私の場合を問わず許されるとなし、更にアフガニスタンのすべての公立学校は、これらの学校において与えられる教育および教養が回教の信仰箇条に反しないこと、ユダヤ教・キリスト教の教育も同様に妨げられないことを規定している。インドネシア41条は、両親の希望に応じて、学校において宗教々育の機会を与えられるものとするといふ、イラン18条は、回教の戒律に反しない限り学問は自由であり、レバノン10条は、宗教の尊厳に反しない限り、教育は自由であるとしている。サウディ・アラビア23条は、宗教団体の尊重を規定し、更に公教育は宗教的教育の正当な保護を目的とするといふ、シリア28条6項は、小中学校における各宗教による宗教々育を義務としている。

第二のグループは、明確な政教分離主義をとる国々であり、これらの国では憲法上、宗教と教育とを厳格に区別すべき旨を規定しているのである。このグループに属するものとしては、共産主義あるいは人民々主々義国家群がある。ソ連邦103条、白ロシア98条、アルバニア28条、外モンゴル81条、ユーゴスラヴィア38条、ルーマニア84条は、いずれも学校は教会から

分離されると規定している。ユーゴスラヴィア25条は右のほか、司祭を養成する学校は自由であり、かつそれは国の監督の下におかれるといふ、ルーマニア84条また、いかなる宗教、聖職団体または宗教団体も普通教育の学校を設置維持してはならないが、司祭養成学校に対する例外を認めている。メキシコ憲法は宗教迫害の後に制定されたものであり、甚しく反教会的色彩をおびている。すなわち3条、27条等で宗教団体が小学校を設置することを許さず、公私立学校の初等中等教育の非宗教的なこと、宗教団体の教育機関で取得した資格の制限などの規定を設けている。東独44条は、宗教々育は宗教団体の事項であり、その権利の行使は保障され、学校構内で宗教々育を授ける教会の権利も保障される。宗教々育は教会が選抜した人員によって授けられ、何人も宗教々育をほどこすことの強制や妨害を受けないし、また宗教々育への参加については、教育を授ける権利を有する者が決定するといっている。なお、宗教々育は憲法に反したり、または党派的な目的のために濫用されてはならないといふ、更に、児童の宗教団体への所属の決定は児童が14才に達するまでは教育を授ける権利を有する者に属するが、その年齢以上の場合は児童が自己の宗教団体または世界観団体に関する所属を決定するといっている。一見、宗教々育を尊重しているが如き詳細な規定であるが、それに関する制限や児童の選択の自由などの規定は一応特色あるものといえよう。

第三のグループは、第一と第二のそれらとの中間的存在である。わが憲法20条3項が「国およびその機関は、宗教々育その他いかなる宗教的活動をしてはならない。」といふ、国立公立の学校における宗教々育を禁止しているのは、一応政教分離の立場がとられてはいるものゝ、むしろこの第三の立場をとるものといえよう。フランス憲法前文の中で、非宗教的な公教育、といっているのや、スイス49条が何人も宗教々育を受けることを強制されず、また16才までの宗教々育について親権者または後見人がその権限を有すべきこと、公立学校はすべての信仰の帰依者によって、その信仰ならびに良心の自由を侵害されることなく通学されなければならないと規定している如き、あるいはまたノルウェイと同じくイエズス会が教育活動に従事するのを禁止している如き諸規定から見ると、これまた第三のグループの立場をとるものといえよう。最後に、中南米の若干の国の憲法、たとえばホンデュラス57条の宗教々育に対する補助金の禁止、60条の公教育が非宗教的なことの規定、ボリヴィア156条、キューバ55条の私立学校における宗教々育が認められるということ、エクアドル171条9項、サルヴァドル33条、グアテマラ81条2項がいずれも公教育は非宗教的とすると規定していることから見て、第三のグループにいて差支えなさそうである。インド22条は、国の経費によって維持される教育施設は原則として宗教々育をおこなうことが許されないといい、国によって

認められ、または国の基金から補助を受ける教育施設においては、本人の同意なき限り、宗教々育を強制できないということ、宗教上の少数民族は教育施設の設置管理ができるといっていることなどから見るならば、やはりこの第三のグループすなわち宗教々育に対し、是々非々の態度をとるものといえることができる。

(6) **私立学校** 一国がその国の教育政策の一環として、私人または私の団体たとえば宗教団体に、学校などの教育施設の設立を認めるということは、大体いずれの国においても見られるところのものである。しかし、いわゆる教育的国家独占主義をたてまえとするように見られる若干の国の中、私立学校の存在を原則的には認めない国もわずかではあるがないこともない。私立学校を認めるか否かの問題は、実際は、既に述べた教育自由の問題でもあるのである。また、宗教団体が学校を設置する機会が多いということからすれば、この問題は上に述べた宗教々育の問題ともなる。私学の教育に対する国の政策なり態度なりは、これについて積極的に助長奨励するという立場と、その反対すなわち抑制ないしは禁止的な態度をとる場合の大体二つに分けられるのではないと思われる。それで、好意的な助長政策をとっていると思われるものを第一のグループとし、これと対しよ的なものを第二のグループとして分類してみよう。

分類にはいる前に、私学に対する国の考え方なり態度なりは、同時に国が国民教育をどのように措置するか、たとえば自己の手に独占すべきか、あるいは私学の発らつとした自主性を發揮させるために、私立学校の設立を認め、助長奨励策をとるかという根本的な問題が横たわっており、教育に関する国の考え方がそこに如実に反映するものであるということ、ことをわけておきたい。このことは、あなたも宗教に対する国の態度が、直ちに宗教々育の問題に反映するということ、まったく同様なことなのである。

なおまた、私学教育について触れているものは、以下述べるように、30数カ国の憲法にすぎない。わが国を始め、英米仏の如き、相当多数の国の憲法はこれに関し一言も触れることがない。これらの国についていえば概して私立学校に対して好意的な態度をとるものと考えられるであろう。しかし、ソ連邦の如き、必ずしもそうだとばかりいゝきれないものもある。とにかく、世界の大多数の国は、憲法に規定があるとないにかゝらず、私立学校の存在を認め、むしろ好意的ないしは助長的態度にでているものが多いといえるであろう。

第一のグループすなわち私学を認め、これに対し好意的立場を明らかにしているものをあげよう。私学教育について最も多くの条文を割いているのはオランダ憲法である。すな

わち201条で、公の財政によって、全部または一部が支出される教育について、求められる質の基準は法律によるが、私学の教育については指導の自由が尊重されるべきこと、その基準は公私同等なるべきこと、その基準を定める法律において、教育手段の選択と教員の任命につき、私学教育の自由は特に尊重されるべきこと、法定要件をそなえた私立の義務初等教育は公立の場合と同様に公の財政より経費の支出を受けること、私立の義務初等教育および上級予備学校に対し補助金を支出するための要件も法律で定めるべきものとする、といっている。ポルトガル憲法も私学について規定するところが多い。すなわち42条以下で、教育を受けること、特に基礎的初等教育は義務であり、家庭およびこれに協力する公私の教育施設で与えることができること、国立学校の例による私立学校の設立は国の監督を受けるが、自由であること、教職員の質およびそのカリキュラムが公立施設のそれに劣らないならば、国から補助金を受け、卒業証書の交付を公認されると規定している。西独7条以下にも詳細な規定がある。すなわち、私立学校設立の権利が保障され、公立学校の代用たる私立学校は国の認可が必要であるとし、その認可条件たとえば教育行政庁が特別の教育上の利益を認める場合など、その条件が具体的かつ詳細に規定されている。パナマ79条以下も詳細である。すなわち、教育の自由を認めるが、国の私学に対する干渉は許されるとい、次に、いかなる学校も、生徒の両親の社会的・政治的・人種的差別によって入学を拒否されることはないとし、これに違反した場合の、学校に対する補助金の停止・免税等の特権のはく奪、学校の閉鎖などについても規定している。また、国史や公民教育を教えるのは、パナマ人に限ること、外国語による教授は許可が必要であること、初等教育のカリキュラムは公立の場合と同様であるべきこと、私立中等教育において国史・地理・公民教育等を教える義務があるとの規定を設けている。エクアドル171条も、教育は自由であるが、それは道徳的制限と共和国の施設としての一定の制限があること、市町村は私学に一定比率内の補助金を交付することができること、学校教員は法律にしたがい、国の諮問委員会で選ばれるべきこと、社会的サービスは公私の学校において必要とされる生徒に差別なく与えられるべきことなど規定している。ブラジル167条は、各種部門における教育は公権力によってほどこされるが、教育法規が尊重される限り私的発意も自由であるといっている。アルゼンティン37条、スペイン5条はともに、訓育および教育は法律の定めるところにしたがい、家庭およびこれと協力する公私の機関がこれにあたり規定している。グアテマラ81条は、私立学校は国の監督に服し、その教育が法的に有効となるため、官庁の認可をえ、また公定のカリキュラムによるべきことを規定している。ウルグアイ60条は、法律にしたがって教育に従事している私学の免税の特典を述べ、

ヴェネズエラ55条は、国の監督の下に、法規にしたがい私人・私法人は教育施設を自由に設けうることを、教育上の私的発意はそれが憲法や法律上の原理に適合する限り国の援助を受けるといっている。コロンビア41条、キューバ55条以下、ボリヴィア 156条は、ともに教育の自由は存するが、私学は国の監督に服すべきことを説き、キューバ、ボリヴィアの場合は、そのおこなう技術的な教育とは別に、宗教々育を自由におこなえることを規定している。コスタリカ52条も、コスタリカ人および外国人は、公の資金によって維持されない学校を設置することができることを規定している。このように、中南米諸国の憲法が一特にこれらは第二次大戦以降のものが多いのであるが一私立学校の問題について規定するところは詳細を極めているのである。イタリア33条は、団体および私人は国の負担を伴うことなしに、学校などの教育施設を設ける権利があること、法律がその権利義務を定めるにあたり、その完全な自由を保障し、また私学の学生に対しても国立学校の場合と同様な修学上の取りあつかいを保障すべき旨規定している。また、ギリシャ16条、リヒテンシュタイン16条、オーストリア31条、ザール28条、フィンランド82条の諸規定はいずれも私立学校の設置が認められる旨の規定である。その外、アイルランド42条は、両親が子供を私立学校に進学させる自由と私立学校施設の尊重されることを述べている。カナダおよびインドについては、宗教々育に関連して述べたので省略する。中華民国 162条によると、全国の公私立教育文化施設は法律によって国の監督を受けべきこと、国は国内にある私人経営の教育事業で成績優秀なものに対し、奨励補助するといっている。

中近東諸国にうつると、アフガニスタン21条は、アフガニスタン人は回教の教育を私立学校でおこないうるが、外国人は理科・工科・外国語の場合の外、学校設置が認められないといひ、レバノン10条は、教育は自由であるが、学校を、既に有する市町村の権利をそこなわず、かつ国の公教育についての規定を守ることを条件として設けうるといっている。シリア28条には、私立の初等・中等教育施設は国定のカリキュラムによるべきこと、法律で定められた、これ以外の事項について教えることが自由であるとの規定もある。最後に、リビア28条は、国はリビア人および外国人のために、公立学校の設置および国の監督の下に設置を許可される私立学校によって、教育の普及を保障するを要すると述べているのである。

第二のグループについて次に述べよう。アルバニア28条、ユーゴスラヴィア 38条、チェコスロヴァキア13条、ブルガリア79条、ルーマニア80条はいずれも、すべての学校は国立であるとか、国に属するとかいっている。もっとも、アルバニア、ユーゴスラヴィア、ブルガリアの諸規定は、それ以外に、私立学校が法律によってのみ認められ、その活動は国の監督

に服するといっている。ユーゴスラヴィア、ルーマニアにあっては、宗教々師を養成する学校を認めていることは前に述べた。しかし、ルーマニア84条は、明らかにそれ以外の学校すなわち普通教育をほどこす学校を宗教団体が設けることを禁止している。東独35条は、青少年の教育ならびに国民の精神のおよび専門的な、更に進んだ教育は国家のおよび社会的生活のすべての領域にわたり公の施設によって確保され、公立学校の代用としての私立学校は許されないといふまきっている。メキシコ憲法が宗教団体の教育について嚴重な規制をしていることは前に述べたところである。たゞし、私人の学校設置は認められないのでなく、国の監督にしたがってのみ初等教育の設置管理が認められるといっている。

以上の諸規定によって、私学教育に対する態度はそのまま宗教々育に対する態度と相通ずるものであることを、われわれは知るをえたのである。

(7) **家庭教育** 本来、教育なるものは、家庭に始源的基礎を有するものであり、国家が家庭教育に干渉することは例外的な場合にのみ限るべきである。教育史的観点に立っても、国が教育を自己の重要な機能と考え、いわゆる公教育という観念が生じたのははるか後世のことに属する。家庭教育のみならず、子弟の教育そのものについても国家の干渉は二次的であるべきであろう。家庭教育そのものについていえば、これは一応私事に属する事項であり、公教育なる観念で規律されるべきものではなく、本来法の規制外の問題である。すなわち、国家や法がこれについて、その内容に立ちいった干渉を加えることはなんら正当視されるものではない(*)。しかしながら、国家の構成の単位としての健全なる家庭の維持・発展に至大の関心を有する国家が、そこにおける教育に関心をいただき、その伸長をこいねがうあまり、振興奨励の措置を講ずるが如きことは、あえてとがむべきことでもなく、これをもって直ちに国家の家庭教育に対する干渉として排するが如きことは、むしろあたらないゆえんであろう。家庭教育の健全なる維持・発展を国家が講ずる実例は往々にして見ることができるのである。たとえば、わが教育基本法7条(社会教育)に「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国および地方公共団体によって奨励されなければならない。国及び地方公共団体は、図書館・博物館・公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。」といっているのである。

家庭教育については、わが新憲法はなんら触れるところがない。また家庭または家族それ自体についても規定するところは、わずかに24条2項の「配偶者の選択・財産権・相続・住居の選

(*) 田中耕太郎博士「教育基本法第1条の性格」(ジュリスト所載)p.3。前掲「教育権の自然法的考察」(法学協会所載)

定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」という規定があるのにすぎない。なおまた、家庭教育すなわち両親の子女に対する教育については、民法820条に「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」という規定が見られるのみである(*)。以上に述べた、憲法・教育基本法・民法の家庭および家庭教育に関する規定は、いたって簡単にすぎる。たとえば、家庭とは何ぞやというようなことについてもまったく触れるところがない。後に述べるように、諸外国では憲法自体のなかで家庭の定義をしている例が時として見られる。国連の世界人権宣言16条3項も「家庭は、自然な、そうして基本的な社会構成の単位であって、社会および国家によって保護される権利を持つ。」といている。スペイン22条1項は「国は自然的制度および社会の基礎として、人為法および実定法に先行し、かつ超越した権利と義務を有する家庭を認め、かつ保護する。」といひ、アルゼンティン37条も「家庭は、社会における本来の、かつ基礎的な中核として、国による優先的な保護の目的となるものとする。国は、家庭の創設・擁護および目的の達成に関する家庭の権利を認める。家庭は個人の最も高尚な愛情がそれから発生するものであるから、家庭の保護は個人の生来の意図に合致する。かつ、家庭の福祉のためにする努力は、人類の改善ならびに社会共同生活の本体を形成する精神的および道徳的原理の確立を促進するための最も適当な手段として、社会により奨励され、かつ助成されなければならない。」と規定し、ポルトガル12条は「国は、民族の維持および発展の源泉としての家庭を市町村に統合し、およびこれらの自治団体の機関において代表させることにより、政治的および行政的秩序の基礎としての家庭を組織すること、および擁護することを保障する。」といている。なお、家庭はイタリア29条によれば、婚姻にもとづく自然的結合体であり、ザール22条によれば、共同生活における自然的基礎であり、なおアイルランド41条にいう「社会の第一義的、基本的集合体であり、あらゆる実定法に先行し、譲渡不可能かつ消滅せざる諸権利を持つ、道徳的組織であって、かつ社会秩序に必要であり、国民と国家の安寧に欠くことのできない基礎が、家庭である」というのである。以上の家庭の意義に関する規定は、いずれもキリスト教、しかもカトリシズムの影響の下にある諸国に見られるところのものである。これに反し、人民々主々義国家の憲法では、おゝむね、家庭は国家の保護の下にあるという簡単な規定を

(*) わが民法の、両親の監護および教育に関する権利について、民法学者、教育学者の双方から、まったくこれに関する考察がなされていないことは、田中耕太郎博士の指摘されるとおりである。前掲「教育権の自然法的考察」p. 2

設けているのにすぎない。(ブルガリア76条, ユーゴスラヴィア26条, 北鮮23条, ルーマニア83条, アルバニア17条, ハンガリア51条, ポーランド12条, チェコスロヴァキア10条, 東独30条)。もっとも, 東独30条は, 婚姻および家庭は共同社会生活の基礎をなすとか, チェコスロヴァキア10条も「国は, 家庭が発展すべき, 健全な基礎たるよう家庭を重視する」といっている。このほか, 回教国家たるリビア33条は「家庭は社会の基礎であり, 国の保護を受ける権利が与えられる」といひ, 仏教国たるタイ33条も家庭の権利を保障すると述べている。

家庭の意義についての各国憲法の規定は, 以上にとどめよう。こゝでは, 家庭そのものに関する規定の探求をするのではなく, 教育条項に見られる家庭教育を問題としているからである。以上に見られる, 家庭における教育はどのように, 然らば規定されているであろうか。これについても, 当然キリスト教的立場をとる諸憲法は, これに関する一定の立場すなわちキリスト教的自然法的立場に立っての規定を設けている。スペイン「5条 すべてスペイン人は, 自己の家庭の内部においてせよ…自己の意思で教育および学習を受ける権利を有し, かつ取得する義務を有する。23条 両親は, その子女を養ひ, 導き, 教育する義務を負う。国は, 父権をじゆうぶんに行使しない者に父権の行使を停止するか, またはそれを奪ひ, 法律が指定する者に未成年者の保護と教育を移行する。」イタリア「30条 両親は子供が婚姻外に生れた者であっても, これを育て教育し養う権利と義務を有する。両親が無能力の場合, 法律が配慮する。31条 共和国は, 経済的措置およびその他の方法により, 家庭の形成およびその任務の遂行を, 多子家庭に特別な意向を払いつゝ助ける。」ポルトガル「12条 家庭の組織は, 嫡出子の扶養および教育に関する夫婦の権利および義務の平等に基礎をおく。14条 家庭を保護する目的のため, 左に掲げる事項は, 国および地方自治団体の義務とする。(4)教養および教育のための公の施設の設置によって, または同様の施設を助成することによって両親に協力し, これによって両親による子の監護および教育の義務の履行を援助すること。42条 教養と教育は家庭およびこれに協力する公私の教育施設がおこなうべきものとする。」右の42条の規定はアルゼンティン37条の4にも同様なものがある。フィリピン「4条 有用な国民とするためにその子女を養育する父母の自然的権利および義務は, 政府の援助と支持とを受ける。」アイルランド42条は実に詳細であり, 大体この国の憲法の教育条項は家庭教育に終始しているのである。すなわち「国は家庭が子供の第一義的かつ自然的教育者であることを認め, それぞれの方法により, 子供に関する宗教上・道徳上・知的・肉体的・社会的教育を確保する両親の絶対的な権利義務を尊重することを約する。2 両親は, 子供の教育を自己の家庭で, 私立学校または国の認可を受けた学校あるいは国立学校のいずれかにおいておこな

おうとまったく自由である。3の1 国は、父母の良心およびその正当な選択に相反して、その子供を国立学校または国の指定するいずれかの学校に通わせるよう強制することができない。3の2 たゞし、国は共同の利益の守護者として、現実的に、子供が特定の最少限度の知的・道徳的・社会的の教育を受けることを要請する。4 若し共同の利益が必要とするならば、両親の権利を尊重しつつ、宗教上・道徳上の種々の教育に対する可能性を創造する。5 肉体的・道徳的理由によって両親が子供に対する義務を欠くにいたるが如き例外的場合には、共同の利益の守護者の立場にある国は、適宜な方法により両親に代位することがある。たゞし、常に子供の自然的・絶対的権利を尊重しなければならない。」以上、説くところ実に詳細を極めていっているというべきである。西独6条もこれに類似した規定を持っている。すなわち「婚姻と家庭は、国家的秩序の特別の保護を受ける。2項 子の養護と教育は両親の自然の権利であって、かつ最優先的に両親に負わされている義務である。その実行に対しては、国家共同社会が監督する。3項 子は、それを教育する人々に故障があるとき、またはその他の理由で子が放置されるおそれがあるとき、たゞ法律の根拠にもとづいてのみ、子を養育する権利を有する人々の意思に反して、家庭から分離される。7条2項 子を養育する権利を有する人々は、その子を宗教々育に参加させるかどうかを決定する権利を有する。ブラジル「166条 教育は、すべての者の権利であって、家庭および学校でほどこされる。」リヒテンシュタイン「15条 教育は、青少年に、家庭と学校と教会との協力のもとに、家庭教育・愛国心・将来のための職業能力を付与するよう組織されるべきである。」ザール「24条 子供の教育および肉体的・知的・道徳的・社会的訓練は両親の第一義的義務であり自然の権利である。その一部分または全体を奪うことは、司法的決定のみこれをおこなうる。25条 青少年を酷使する者、肉体的・知的・道徳上の状態において、これを放置する者に対して保護されるべきである。2項 道徳的・キリスト教的・自然的法則に準拠して両親は子供の教育と人格形成を決定する権利を有する。」なお、両親が子供に対する宗教々育を拒否できることは宗教々育のところで述べた。ウルグアイ「40条 子供が肉体的・知的・社会的能力を完全に発揮するをうよう、子供の教育に対する配慮は、両親の権利であり義務である。法律は子供と青少年が両親や後見人によって肉体的・知的・道徳的に閑却され、酷使・濫用されることから守ることができるよう、必要な措置を講じなければならない。59条2項 すべて両親と後見人は、その子供と被後見人のために、自己の欲する教師ならびに学校を選択する権利を有する。アイスランド「71条 貧困な両親の、または遺棄された孤児の生活と教育の措置については、公の財産によって保障される。」オーストリア31条4項、フィンランド82条2項「家庭教育

は、いかなる条件、官憲のいかなる監督にも服さない。」ヴェネズエラ「4条 国は子供に母の胎内から成人にいたるまで完全な保護を保障する。その結果として、次の必要条件を設ける。すなわち、両親が子供を扶助し、教育する義務をはたしうるための諸条件。」ボリビア「134条 国は子供の肉体的・情意上の健康を保護することを第一義的な義務とする。国は子供の家庭または教育における権利を支持する。」キューバ「44条 両親は子供を養育・扶助・訓育・教育することを要し、子供は両親を尊敬・援助することを要する。法律は適宜な保障と制裁とによって彼等の義務の履行を監視しなければならない。45条 財政上の制度、社会保障制度は、この憲法中に規定されているところの家庭保護の基準にしたがって採用されるべきである。子供は酷使や精神的・肉体的遺棄に対して保護され、国・州および市町村はこの目的のために適当な施設を組織しなければならない。」エクアドル「171条 子供の教育は第一義的に両親またはそれに代わるものゝ権利であり義務である。国はその義務の履行を監視し、権利の行使を容易ならしめる。」デンマーク76条にいう、一般の初級学校の基準に等しい教育を子供または被後見人に準備する両親・後見人は、義務教育について義務をはたしたと認められるということは、すでに義務教育のところで述べた。

以上、家庭教育に関する規定を列挙したが、そこに一貫して通ずるものは、家庭における教育こそが、教育として第一義的なもの、本来のものであり、これに対する保障を各憲法がまず高く掲げ、国家のこれに対する干渉はやむをえざる場合にのみ認められるということに終始していることである。世界人権宣言26条3項もこの趣旨であり、「両親は、子供に与えられるべき教育の種類を選択する、優先的な権利を有する。」と規定している。このような考え方を具体的に憲法の規定にあらわしたものゝ代表的な例は、1919年のドイツ、ワイマール憲法である。その規定を引用してみよう。「119条2項 家庭の純潔と健康とを維持し、これを社会的に保護することは、国家・公共団体の責務である。120条 子の肉体的・精神的および社会的能力を成長させることは、両親の最高義務であり、かつ自然の権利であって、その実行に対しては、国家・公共団体がこれを監視する。122条 少年は酷使や道徳的・精神的・肉体的放置より保護される。国家・公共団体はこのため必要な措置をとらなければならない。」この規定は西独はもちろん、他国の憲法にも大きな影響を与え、特に人民々主々義国家たる東独の憲法にも影響を与えていることが多い。すなわち「31条 子供を民主々義の精神において、精神的・肉体的に有能な人間に教育することは両親の自然の権利であり、かつ社会に対する両親の最高の義務である。」がこれである。なおまた、東独憲法には37条2項の如き「両親はその子供達の学校教育に際して父兄会によってこれに協力する。」という特異な規定があ

る。

上の東独の規定を除くと、一般に共産主義ないしは人民々主々義国家の憲法においては、家庭はもちろん家庭教育そのものについての規定はあまり見当たらないのである。家庭については、せいぜい家庭は国家の保護を受けるというぐらいであり、両親の教育については触れるところがない。このようなことの原因は一体どこに求められるべきであろうか。家庭教育の尊重や、両親の教育権に第一義的意義を認めるということは、共産主義ないしは人民々主義イデオロギーに対して背反することなのでもあろうか。

(8) 教育行政組織 憲法はいずれもその国の組織法であり、実際そのような名称を憲法に付している国もないでもない。それで各国の憲法のうちに、一般の行政組織について規定しているものが相当あるが、その場合教育行政の組織についても触れている場合がある。ここでは、そのような場合すなわち教育行政の中央地方における組織について、規定しているものを取りあげようとするのである。ここでは、各国の教育行政の組織の比較研究ではなく、憲法の規定に見られる限りのそれについて論ずるのにすぎない。

教育行政の組織といえば、中央地方において教育行政を所管する機関の総称であり、中央においてはたとえば内閣であるとか、特に文部省がこれにあたり、地方では州・県・市町村といったようなものである。後者はなにも教育行政のみを所管するものでないが、各国において大体これらが地方教育事務を所管しているのである。なお、ここでは教育行政事務がどのように中央と地方とに配分されているか、憲法の規定に見られる限り取りあげることにした。

いうまでもなく、わが憲法には特に教育行政の組織についての規定がない。65条で行政権は内閣に属するといっていること、65条1項の内閣は法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣およびその他の国務大臣でこれを組織するという規定と、73条によって内閣の事務が法律の執行・予算の作成・政令の制定等であることなどから、教育行政に関する権限は内閣にあること、国務大臣中に教育行政を担当する者があるなどのことが推察されるにすぎない。また、地方教育行政機関については、94条に「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し」とあるので、地方公共団体が地方教育行政をおこなうということが、おぼろげながら判断できるというのにすぎない。

教育行政組織について述べるにあたり、これを中央のそれと地方のそれとに分けてみよう。

① 中央の教育行政組織 共和国 東独36条「学校教育のための統一的法律による基本的規則の発布ならびに公の学校施設の設立」連邦 リビア36条38「大学その他の高等教育施設

の教育ならびに学位に関すること。」西独74条「ドイツ文化財の海外搬出に対する保護。たゞし、学術的研究の促進は連邦と邦との競合的立法事項である。」ソ連14条「教育および保健の分野において基本原則を定めること。」スイス27条「現に存する工芸学校のほかに、一大学および他の高等諸学校を設立し、またはこの種の施設に補助金を支出すること。公立学校に関する事務を履行しない州に対し必要な手段をとること。27条の2 初等教育の範囲内における州の義務の履行のために補助金を各州に交付すること。」ブラジル5条「国民教育の模範と基準について立法すること。170条 連邦および直轄地の教育制度を組織すること。附項 連邦の教育制度は補足的性質のものとし、地方の教育が不じゆうぶんな場合に限り、連邦の教育制度が全国におこなわれる。」オーストリア34条「学問と美術ならびに宗教に関する一般的問題 37条 大学ならびにあらゆる種類の高等諸学校・中等学校・教員養成学校、連邦に勤務する教員の人事に関し立法すること。」**連邦議会** アルゼンティン68条16「祖国の繁栄のため、衛生・道義・公私保健および社会的援助のため、すべての州の進歩および福祉のため、ならびに普通教育および大学教育を組織することによる科学の進歩のために、それぞれ措置を講ずること。」オーストラリア51条23 a「奨学金に関する立法。」ユーゴスラヴィア15条5のe「教育文化に関することは、議会の専属的権限である。」**内閣** アルバニア59条「文化に関する措置をとりおこなうための委員会、機関の設置。」北鮮55条9「教育文化学術および保健に関する指導。」**閣僚会議** ルーマニア47条 **國務院** 中共49条「文化・教育および衛生事業の管理。」**國務會議** 大韓民国72条「国立大学総長の任免に関する事項。」**公教育省** アルバニア65条。イラン19条。サウディ・アラビア 24 条。 **人民教育省**および**宗教・公教育省** ハンガリア24条。 **内務省** モナコ 17 条。 **教育省** ボリヴィア162条。 **ブルガリア**39条。 **北鮮**53条。アルゼンティン経過規定1条。 **文化省** ソ連78条。 **国民教育省** ルーマニア47条。 **体育省** パナマ91条。**教育文化省** キューバ59条。 **公教育総務庁** チリー10条の7。**国民教育會議** リヒテンシュタイン16条。シリア28条。キューバ59条。 **科学・芸術および文化委員会** ブルカリア39条。

② **地方の教育行政組織** こゝでは州が圧倒的多数を占める。州に教育事務をおこなわせているものは、次のとおりである。すなわち、カナダ93条。シリア126条。「幼稚園・初等・基本・職業教育の設置。」リビア38条23「教育の全般的制度に関する執行。」イタリア117条「技術および職業教育ならびに育英事業に関し、国の法律の定める基本原則の限界内で立法的規程を発する。」東独36条。スイス27条「専ら公の監督の下にあるべきじゆうぶんな初等教育をおこなうこと。初等教育制度の組織・管理ならびに監督は州の権限とする。」ブラジル171条

「国有の教育制度の組織。連邦はこれに対し金銭上の援助を与え協力する。この援助は初等教育に関しては、国の当該基金からこれを支出する。」 **大学区** スペイン37条4の4「法律により国の領土は教大学区に分割され、各大学はそれぞれ大学区で機能を遂行する。」 **省** および **県** 中華民国103条「教育制度、文化関係の古籍・古物および古跡の保存は中央が立法し、かつ執行するか若しくは省県に移交して執行させる。」109条「省の教育は省が立法し、かつ執行するか、あるいは県に移交してこれを執行させる。県の教育は県が立法し、かつ執行する。」 **道、市、郡、面、里**における **各級人民委員会** 北鮮74条9項「教育および文化事業の指導」 **教区、協同団体** ポルトガル195条「教区は家庭を単位としてなるものであり、協同団体は社会的および経済的目的のためでもあるが、科学・文学・芸術もしくは体育の振興などをも目的とする。」 **市町村**を教育行政の単位とするものは相当に多い。すなわち、コスタリカ52条、レバノン10条、イラク16条、オーストラリア127条、ヨルダン21条、ネパール16条、オランダ201条、タイ36条、キューバ213条、エクアドル171条、フィンランド80条などである。また、ブラジル171条は**連邦区**という単位を設けている。

(9) **教育財政** 教育行政を一般の行政から分離・独立して取りあつかうという考え方は、教育財政についてもある程度までいえるのではないと思われる。とにかく、現在、教育費に関する問題の如きは、洋の東西を問わず、一般の関心をひく問題の一つであろう。それで、各国の憲法の規定中、教育に関する財政について触れていると思われるものを取りだしてみようというのである。すでに義務教育のところで、ほとんどすべての国が義務教育の無償ということについて規定していることを述べたので、これも教育財政の問題ではあるが、こゝでは重複を避けるため触れない。宗教々育に対する補助金についても、前に述べたので、できるだけ重ねて論ずることをやめようと思う。それで、こゝでは教育費に関することゝ、補助金に関する規定、それから奨学金制度についてと三つに分けて規定をあげてみよう。その前に、まず、わが憲法では、教育財政についてどう取りあつかっているかということを見よう。これについては、26条2項で、義務教育はこれを無償とするという規定の外、奨学制度についても規定するところがない。

① **教育費に関する規定** 中華民国「164条 教育・科学・文化の経費は中央にあってはその予算総額の100分の15、省にあってはその予算総額の100分の25、市県にあってはその予算総額の100分の35を下ることができない。法によって設置された教育文化基金および産業は保障される。」 ブラジル「169条 連邦は、毎年租税収入の100分の1を下らない額を、州・連邦区および市町村は、100分の20を下らない額を、教育の維持および発展に充てなければな

らない。」 パナマ「84条 教育奉仕を維持するための支出は、いかなる他の支出より優先する。省の組織法は、右の奉仕に充当されるべき予算の割合を決定すべきである。」 ペルー「83条 法律は教育の維持と普及に充てられる予算の最少限度の額ならびに毎年増額されるべきその割合を規定しなければならない。」 キューバ「52条 公教育のための財政措置は、国・州・市町村の予算においてなされるべきであり、その性質上他省所管の教育に関するものを除き、それは文部省の技術上・運営上の指導に服さなければならない。文部省の予算は、法によって緊急事態が宣言された場合を除き、他のいずれの省の通常予算をも下廻ってはならない。小学校教員の給与月額額の総額は、いかなる場合にあっても国の全予算額の100万分の1以下であってはならない。」 シリア「28条(1)6 国は、初等・職業・農村の各教育を推進し、かつすべての人の用に供せられるように、右に関する予算に優先順位を付さなければならない。このことは、シリア人の間に平等性を実現し、明確な国民意識をうえつけさせ、かつ国土の開発を容易にするために実施されなければならない。」 一般に、教育費はわが国においても、またいずれの国においても、短時間にその金額を投入したゞけの効果が眼に見えてゐてこないために、第二義的に考えられ、かつ生産的な経費と思われることが少くない。上にあげた各国の規定は、あるいは一定比率の額を教育費のためにあらかじめ割くとか、あるいは優先順位を付するとかいうような措置を講じているのであって、外国においてこのような規定を憲法のうちに設けているということは、注目し得る事実である。予算額の一定比率を教育費にまわすということが弾力性を欠くというような批判があるにしても、教育予算というものは、あらゆる予算の中で最大のプライオリティーを持つといふきつている如き、もって他国のことゝはいゝながらも羨望に堪えない次第である。次に、ギリシャ16条、イラン19条はともに教育は国の経費においておこなわれるといふ、フィンランド79条は、学術・教育または一般中等教育もしくは高等普通教育を授ける施設は国の経費をもって充て、必要ある場合は補助金をもってこれを維持する。81条 技術的職業・農業およびそれに附属する職業・商業・商船業および芸術に関する職業のための教育施設は国費をもって維持するが、必要ある場合は補助金を支出する。」といっている。

② 補助金制度についての規定。オランダ201条は、私立学校が公の財政より補助金を受けることができること、その場合の要件などについて詳細な規定を設けているが、これについては私立学校に関し述べたところで、既に触れているから、こゝでは省略する。エクアドル171条で、市町村が私立教育機関に対し補助金を支出することができるとしていることも前に述べたが、その場合補助金額は教育予算の20パーセントをこえてはならないと規定されて

いる。また、市町村がいかなる補助でもこれを与えることが望ましいと認めるときは、その付与のために、国の委員会の承認をうる必要があることになっている。スイス27条の2、ブラジル171条附項がともに規定する、連邦の州に対する補助金についても、前に触れたのでこれも省略する。フィンランド78条は、国がその経費より各種の学校に補助金を交付することができる」と述べている。ホンデュラス60条とルクセンブルグ23条3項はともに、公教育に対する国や市町村の補助について規定し、最後に、ボリヴィア161条も、公立大学に対する国の補助について規定しているのである。

③ 奨学金の制度に関する規定。義務教育についてはその無償の原則を、それ以外の教育機関については奨学の制度を掲げることは、世界各国において非常にしばしば見受けられることのできる事柄である。奨学制度といえば大体奨学金を授与するというような金銭の給付によっておこなわれることが多いのであり、こゝで教育財政の一環として取りあげることとする。各国におけるすう勢としては、ますますこの制度の進展が認められるのである。例によってこれに関する規定を列挙しよう。リヒテンシュタイン「17条2項 国は高等諸学校に通学する者で能力あるものに、適当な奨学金を与えることにより通学を容易にする。」グアテマラ82条、ボリヴィア155条「国は、学資を欠くために、高等教育に進学する途を持たない能力ある学生に、経済的援助を与えなければならない。したがって、能力と志望は個人の経済的・社会的立場を超越するものでなければならない。」キューバ「48条5項 能う限り、国は公教育のための奨学金制度を設けるべきである。それは、優れた意向と能力とを持つが自己の資金で勉学するには不十分であるため、勉学を妨げられている学生に無償でなく与えられるものである。」ルクセンブルグ「23条 法律により奨学基金を設定する。」ウルグアイ62条、フィリピン41章5条「国は、科学あるいは工業の分野で専門的に勉学をつづけていくための奨学金制を設けるべきである。」イタリア34条、アルゼンティン37条4の6「能力があり、成績の優れた者は貧困であっても、学業の最も高い程度にすむ権利を有する。共和国は試験によって与えられるべき奨学金・家庭手当その他の措置により、この権利を実効的なものとする。」ブルガリア「79条4項 教育を受ける権利は奨学金・学生のための寄宿舎、秀才のための援助および特別な奨励によって保障される。」北朝鮮「18条、専門学校ならびに大学の大多数の学生に国費制を実施する。」東独「39条 青少年の教育課程は、両親の家の社会的地位および経済的状态によって左右されてはならない。専門学校・高等学校および大学への通学は、人民のすべての層の才能ある者に対して可能とされなければならない。専門学校・高等学校および大学への進学は、必要ある場合、生計補助および他の措

置によって支持される。」 中華民国 「161条 各級政府は広く奨学資金を設定し、学用品行ともに優秀で進学のない学生を扶助する。 165条 国は教育・科学・学術・芸術にたずさわる者の生活を保障し、かつ国民経済の進展により随時その待遇を引上げる。」 さきに、ブルガリア・東独両憲法に見られるように、共産主義・人民々主々義国家は奨学金制度について憲法に規定しているものが多く、ソ連121条、ルーマニア80条、ウクライナ101条、白ロシア96条等、いずれも、市民の教育を受ける権利は……高等の学校における優秀な学生に対する国家的給費の制度によって保障されると規定しているのである。

(10) 教育の目的など 一国の憲法がそのなかで、教育の目的や趣旨さては教育に対する国の任務などについて規定していることは、往々にして見られるところのものであり、殊に最近制定された、あたらしい憲法に多いのである。それで、こゝではそのようなものを取りあげることにはしたい。これらの教育の目的や趣旨などに関する規定は一見あたかも一種の教育宣言または綱領の如きものが少くない。しかし、それは同時にその国が国民の教育についてどのように考えるか、あるいはどのような態度なり方針を持っているかということを実に如実に物語ることにもなるのである。既に述べた種々の問題、教育自由の原則あるいは私立学校や家庭教育に関する問題についても、これに関する憲法の規定は、その国の教育観を表明するものであるが、これから述べる教育の目的などに関する規定は、より一層たんにその国の教育に対する態度なり、考え方なりを憲法の規定を通じて表明しているものといつて差支えあるまい。

いうまでもなく、わが憲法にはこのような教育の目的などに関する規定は見当たらない。教育の目的については、教育基本法1条が詳細に述べているのにとゞまる。この教育基本法1条の規定が存在することは、わが国にのみ見られる現象であるとし、かつまた法規をもって教育の目的を規定する如きことは、理論的にいつて法的規範の範囲の逸脱であるとの説もあるが(*)、実際問題としては、各国憲法の規定中、わが教育基本法1条の如き規定に往々にして接するのである。憲法ではないが国連の世界人権宣言26条も「教育は人格の完全な発達と、人権および基本的自由に対する尊敬心の強化を目標としなければならない。教育はすべての国々およびすべての人種のまたは宗教的集団相互の間の理解と寛容と友好関係を高め、平和の確保のための国際連合の活動を促進することに役立つなければならない。」といっている。憲法に教育の目的を規定することは、人民々主々義イデオロギーに立脚する国々のみ

(*) 前掲田中耕太郎博士「教育基本法第1条の性格」p. 5

ならず、第二次大戦前後制定されたキリスト教殊にカトリック教を基調とする諸国の憲法にしばしば見られるところである。その最たるものとして、まずアルゼンティン37条の4の1を見よう。すなわち、「学校教育は、青少年の体力の発達、その知能および社会生活を営む可能性の完成、その職業能力の養成、人格の形成ならびにすべての個人的・家族的および市民的徳性の完全な修養に向けられるものとする」といい、更に農村の学校における初等教育・青少年の職業指導機関、大学や大学院の目的についてもまた言及している。ポルトガル「43条3項 国によりおこなわれる教育は、肉体の発達および知的能力の完成のほか、人格・職業的能力ならびにすべての道徳的および公民的徳性の形成を目的とする。道徳的徳性に関しては、国はポルトガルの伝統であるキリスト教の教義および道徳の諸原則を体するものとする。」フィリピン「5条 一切の学校は、道徳的性格・個人的訓練・市民的良心および職業的能力を陶冶し、市民の義務を教授することを目的とする。」ブラジル「166条 教育は、自由の原則および人類連帯の理想を鼓吹するものでなければならない。」リヒテンシュタイン「15条 国は教育に特別の配意をする。それは、家庭と学校と教会の協力により、宗教々育と愛国心と将来の職業に従事するための能力を与えるようにおこなわれなければならない。」オーストリア「31条6項 国はすべての教育について最高の指導監督をする。国に課せられた義務は、主として子供が宗教と道徳の原則に適合して育てられ、他日有能なよき市民となりうるような知識を獲得するよう配意をすることにある。」グアテマラ「80条 教育の根本的な機能は、普遍的な教養文化の保持増進および人間性の改善を促進して国の精神的富に附加することにある。教育は肉体的健康を保持し、同時に公民的・道徳的発展と、そして実際の活動にまで発展させることにある。児童や青年に内在する個人的品位を保持し、強化することは教職員の義務であり、教職員に経済的・社会的・文化的品位を付与することは国の義務である。」ペルー「79条 児童の道徳的教育と公民教育は義務であり、是非とも国の強大化と人類連帯の精神によって鼓吹されなければならない。」パナマ「77条 知的・道徳的・公民的・肉体的形式によっておこなわれる国の教育に関するサービスは国の本質的な義務である。国民教育は、民主々義的的原理、かつ国の強大化と人類連帯の理想で鼓吹されなければならない。国の統一・協力・継続性があらゆる国民階層に存在するように教育は営まれるべきであり、その基礎を国のためにつちかうべきである。」キューバ「47条 文化とそのあらゆる形式における表明は国の基本的な関心事である。51条 公教育は組織的な形態で組織されるべきである。したがって、高等教育を含めた、その段階に適切な連続と継続性が存在すべきである。公教育の組織は、職業に対する意向と発展と、職業の多様性と国の文化的・实际的意

義を考慮して設けられるべきである。」 ヴェネズエラ「53条 教育は国の主要な機能であり、国は教育施設を設置管理し、国の教育上の要求を充たすサービスをおこない、ヴェネズエラ人の教養水準を高めるために不可欠の手段を与えるべきである。24条 国民教育は統一的過程でおこなわれ、その種々の段階において相関連性を持つべきである。なお、教育は、生活実践と民主主義の実行にふさわしい市民をつくるため、人格の調和と発展をしとげるよう目的を持つべきである。教育は国民文化を促進し、人類連帯の精神を発達させなければならない。」 ボリヴィア「154条 教育は国の最高の機能である。162条 あらゆる段階の教育は国の保護の下にある。」 ニカラグア86条、ペルー71条「教育の技術的指導は国に帰属する。」 エクアドル「171条 あらゆる教育の段階において生徒の道徳的・公民的訓練が特別に強調されるべきである。」 イタリア「33条 国は教育に関する一般的規律を定め、すべての種類・程度の国立学校をつくる。」 オランダ「201条 教育は政府が常に配慮しなければならない対象である。」 フランス憲法前文「国家は児童および成年者に対し、教育に対する平等の機会を保障する。すべての段階において、公教育を組織することは国の義務である。タイ「42条 国は教育を促進し、かつ維持する。教育組織を設置することは国の専属的義務である。すべての教育施設は、国の統制および監督の下におかれる。国は法律の定める制限内において、研究施設がその事務を運営できるよう配慮する。」 大韓民国「16条 すべての教育機関は国家の監督を受け、教育制度は法律によって定める。」 中華民国「158条 教育文化は国民の民族精神・自治精神・国民道徳・健全な体格・科学および生活の内容を発展させるものとする。」 アフガニスタン「22条 すべてのアフガニスタンの公立学校は、これらの学校によって与えられる教育や文化が回教の信仰箇条に反せず、文学・芸術および科学の研究から生ずる権利を与えるように、政府の管理監督の下におかれる。」 シリア「28条 2項 教育は身体的にも精神的にも強壮であり、神を信じ、道徳的であり、アラブ人の父祖伝来の遺産に誇りを持ち、知識を有し、その権利義務を自覚し、公の利益のために働き、あらゆる市民のうちで優り、人類連帯と同朋愛の精神に富む青年をつくることに向けられるべきである。このような目的に違ふ、いかなる教育も禁止される。」 サウディ・アラビア「23条 公教育は、学問・芸術の普及、初等中等教育の開放、宗教教育の正当な保護を目的とし、ヘジャス王国における真の宗教の原理と一致するよう特別の配慮が払われなければならない。」 以上は、あるいは教育の理念とするところを掲げ、あるいは教育に対する国の責務を規定しているのである。

最後に、人民々々義国家の規定にうつろう。それはまたそれなりに共通した一つの特色を持っているのである。チェコスロヴァキア「14条 教育は、科学的探究の結末に適合し、反民主々義的体制に背反することがあってはならない。すべて教育の最高の指導監督は国に属する。」東独「37条 学校は青少年を憲法の精神にしたがって訓育し、独自に考え、責任感をもって行動し、共同社会に順応する能力と用意のある人間とする。文化の媒介者として、学校は諸国民の平和的かつ友好的な共同社会と真の民主々義の精神にもとづいて、青少年を真の人間性を持つように訓育する任務を有する。39条 いずれの児童にも、その肉体的・精神のおよび道徳的能力を全面的に発展させる可能性を与えなければならない。」ブルガリア「79条 教育は非宗教的であり、民主々義的な、かつ進歩的な精神によってつらぬかれるものである。」ユーゴスラヴィア「38条 人民の一般の文化高揚のために国は住民のあらゆる層に学校およびその他の教育・文化施設への入所を保障する。国は青年に特別の注意を払い、かつ彼等の教育を助成する。学校は国の管理のうちにある。ルーマニア「17条 ルーマニア人民々々義・単一・主権・独立国家はルーマニア民族文化および少数民族文化すなわち内容的には社会主義的な、形式的には民族的な文化の発展を保障する。」中共「95条 中華人民共和国は、公民が科学上の研究・文学・芸術上の創作活動およびその他の文化活動をおこなう自由を保障する。国は、科学・教育・大学・芸術およびその他の文化事業に従事する公民の創造的活動に対しては、これを奨励援助する。」

(11)各種の教育 教育を学校教育と社会教育とに分けることは、普通一般的に見られるところである。こゝでも、この分類にしたがい、各国憲法の教育条項に見られる学校教育および社会教育に関する種々の教育機関または施設について述べることにする。学校教育については、大学に関して相当詳細な規定を設けている例が若干ある。大学以外の各段階の学校については、初等教育の施設に関して既に義務教育のところでも述べたのでこゝでは省略する。宗教々育機関についても前に述べたところにゆずる。社会教育については、学校教育を除いた一切の教育と、わが国では観念されており、家庭教育もこの中にいれることができるが、これについても既に述べた。わが国の社会教育は、外国でいうところの成人教育 *adult education* がこれに一応該当すると考えられるので、社会教育として成人教育が取りあげられよう。なおまた、文盲のぼく減などのための、ユネスコでいうところの基礎教育 *fundamental education* ももちろん成人教育の一環と考えることができるであろう。以上を前提として、まず学校教育中の大学から述べていこう。

①大学 大学は各段階における最高の教育施設であるのみならず、その使命すなわち真理

の探求・文化の獲得発達に努むべき役割を持っていることから、他の教育施設と本質的に異なるものがあるということは、今日一般に承認されている事実である。それならばこそ、若干の国の憲法の教育条項において、これに関し詳細な規定を設けているゆえんである。大学は上に述べたその本質的使命からして、自治を許容されていることが絶対に必要である。それで、各国憲法のうちには、大学が自治を有する旨を特に規定した例も見いだされるのである。以下その例を示そう。フィンランド「77条 ヘルシンキ大学は自治行政権を保持する。ヘルシンキ大学を規律するあたらしい規定は法律によって定めるが、その細目は命令で規定する。この法律・命令ともに大学評議会に諮問しなければならない。78条 国は、農工商その他の応用科学ならびに芸術のすべての部門のために、若しこれらの部門について大学で講義されていない限り、特別な高等教育施設を設置管理し、または右の目的のために設置される私立の機関に補助し、これらの学科の修業および高等教育における技術の学習を助長する。87条 大統領は大学および高等工業学校の教授を任命する。」 イタリア「33条6項 高等文化施設・大学およびアカデミーは、国の法律の定める限界内において自主的秩序を定める権利を有する。」 アルゼンティン「37条4 国は……大学および大学院を設置する。国は大学に対し、国の精神的目的および強化に役立つ科学の探求、ならびに社会の利益となる職業および専門技術の実践のために青年を準備させる、最高度の教育を委託する。大学はその組織および機能を規律する特別法の定める制限内において、自治的に自らを管理する権利を有する。法律は国の領土を数大学区に分割するものとし、各大学はそれぞれその存する大学区においてその機能を遂行するものとする。大学はおのおのその教授すべき一般的知識に体系を与えるほか、その大学の文化的影響のおよぶ地域における文学・歴史および民間伝承のじゆうぶんな研究を深め、かつその地域の資源の開発および経済的活動の増進を目的として専門技術および応用科学の振興をはかるものとする。大学はアルゼンティン人の本質、その祖国に関する精神的・経済的・社会的および政治的諸現実ならびにアルゼンティン共和国の歴史的発展およびその使命をすべての学生に熟知させる目的をもってする政治教育のために、またこの憲法において認められ、および定められた目的を達成し、かつこれを強化する事業において負担すべき責任意識を取得させるために、すべての学部¹の学生に対して共通する必須の課程を設けるものとする。大学院は大学卒業後における文化についての教育および科学的研究についての教育にあたる。大学院はその機能をはたすために、これを規律する特別法により定められた制限内において、自治制を採用する権利を有する。」 グアテマラ「84条 グアテマラのサン・カルロス大学は自治が認められ、特別法と大学の規程により規律さ

れる。国は大学の世襲財産を保障し、これを増大させるよう努めなければならない。毎年、国は大学維持のために充てられる一定の割合の経費を予算に計上しなければならない。85条 国は教員の意見の自由を保障する。」 パナマ「86条 共和国の国立大学は自治が認められる。その法的資格・世襲財産・行政上の権限は公に認められる。大学はカリキュラムを編成し、かつ法の規定する手続によって教員を任命し、組織する権限がある。大学はその活動として国家的問題の探求と国民文化の普及に努めることができる。87条 大学の経済的自治を効果あらしめるために、国は大学の経営と将来の活動と発展に不可欠と思われるもの、ならびに前にあげた世襲財産とそれを増大させるに要する手段を付与しなければならない。」 ボリヴィア「159条 おのおの公立大学には自治が認められ、また平等な地位を占めるべきである。大学の自治は、その収入を管理すること、学長・学部長・事務職員を任命すること、その規程とカリキュラムを設けること、年間の予算を承認すること、遺贈と寄附を採納すること、大学の目的到達のための契約を締結し債務を負うこと、学部学科の維持改善をすることなどに存する。大学は議会の承認をえた後、その財産と収入を担保とする債務を負うことができる。160条 各公立大学は学位免状の発行を認められるが、これは大学のみなしうる。すべて学位は国の名により、かつ政府によって与えられる。161条 各公立大学は自己の収入または現に設定され、または将来設定されるべき県・市町村の補助金とは別に、国庫より補助されなければならない。」 キューバ「53条 ハバナ大学には自治が認められ、法律およびそれによるところの大学規程にしたがって管理される。国は大学の世襲財産を設定することおよび大学維持のために法律によって定められた一定の金額を国家予算に計上して、大学を援助しなければならない。54条 公立あるいは私立の大学若しくはいかなる高等教育機関をも設置することができる。そして法律によって、守らなければならない条件が定められる。」 フィリピン 「14章5条 国により設立された大学は、その学問の自由を享受する。」 ブラジル「168条6項 講座の自由はこれを保障する。」 スイス「27条 連邦は現存の工芸学校の外に、一大学および他の高等学校を設立し、またはこの種の施設に補助金を支出する機能を有する。」 ルクセンブルグ「23条4項 すべてルクセンブルグ人は、就職条件に関する法律および特定の職業に就く条件に規定されている場合の外、自国で勉学すること、外国に赴いて学ぶこと、そして自己の希望する大学に通学することはまったく自由である。」 アイスランド「64条 アイスランドの国教会に属せず、または他の公認宗教に属しない者は、アイスランド大学あるいは大学の奨学のために設けられている基金に、国教会に出すべき醸金を払いこまなければならない。この措置は法律によって変更されることがありうる。」

以上、人民々主々義国家以外の国家について、大学に関する規定を列挙した。これをもって、大学の自治・大学の目的について、どのような規定を設けているか、大体明らかになったこと、と思う。次は、人民々主々義国家の憲法にあらわれている大学の規定を調べよう。まず、東独38条3項の規定にいう「高等学校は大学の予備教育をおこなう。たゞし、大学に進む途は高等学校を経てのみでなく、右の目的のために施設が拡充されるか、またはあらたに設立される筈の他の公の教育施設を経て開かれている。4項 大学予備教育施設によって、すべての国民に大学への進学が可能にされなければならない。5項 人民のすべての階層に属するものに、その職業活動を中断することなしに人民大学で知識を修得しうる可能性が与えられなければならない。」ブルガリア「79条4項 教育を受ける権利、は学校・学習的・教育的研究所・大学……によって保障される。」この外、ソ連の憲法その他で、高等の学校という字句がでてくるのであり、これは後に述べるように時として大学をも含めることがあるようであるが、鉄のカーテンの後方の国の憲法では、大学に関し規定するところはあまり見あたらない。このことをもってして、大学特に大学における自治の如き観念は、西欧民主々義的観念であると解することは早計に失するであろうか。

②**大学以外の各種の学校教育**についての規定。わが新憲法では26条2項で普通教育という字句がでてくるのみであり、これは特殊教育・専門教育あるいは職業教育と相対する観念であって、すべての人に共通して必要な教育をいうのである。各国憲法では、しからば一体どのような種類の学校がでてくるであろうか。条文を一々述べたてるとは煩に堪えないのでこれを省略することにして、学校教育の種類のみをあげることにしよう。(イ)高等教育 ハンガリア48条、東独38条3項、リヒテンシュタイン17条、ルクセンブルグ23条2項、メキシコ3条、イラン19条、フィンランド78条、シリア28条8項、ペルー75条、イタリア34条、ポルトガル43条。こゝにいう高等教育は中等教育の一段上の教育の観念であるので、①に述べた大学を一応含めて考えることができるであろう。世界人権宣言26条1項にも「技術教育および職業教育はだれもがひろく受けることができ、初等教育を受ける機会もまた、成績に応じて、すべての人の前に均等に開かれているようにしなければならない。」とある。(ロ)中等教育 ハンガリア48条、ルクセンブルグ23条2項、ザール27条、パナマ78条、ペルー75条、ポルトガル43条。(ハ)補習教育 ハンガリア48条、リヒテンシュタイン16条4項、パナマ90条、ポルトガル43条。こゝにいう補習教育は必ずしも同様の意義に用いられていない。義務教育を補うものも、中等教育の補習的な意義を持つものもあるようである。とにかく、リヒテンシュタインの如きはこれを義務制とまでなしようと規定しているのである。(ニ)職業教育 これに

は、農工商・技芸・家政など種々のものがある。例によって規定している憲法をあげよう。リヒテンシュタイン17条、ルクセンブルグ23条2項、ザール27条、オーストリア32条、フィンランド78条、81条、シリア28条4項、129条2項、グアテマラ82条、パナマ89条、ペルー74条、76条、78条、ボリビア158条、キューバ48条、49条、ドミニカ6条、エクアドル173条、外モンゴル、中華人民共和国94条、東独38条2項。なお、最後の東独憲法では専門学校という字句が見えるが、これは職業学校とともに、一般のおよび職業的な更に進んだ教育にあたる施設であるとされている。(6)就学前の教育または特殊教育 就学前の教育とは、わが国の幼稚園がこれに相当する。これについて規定するものは、パナマ78条、キューバ48条、ペルー78条。なお、最後のペルー憲法はアブノーマルな児童または精神薄弱児のための特殊教育についてまで言及している。

③社会教育（成人教育）についての規定。(イ)体育 体育には、学校においておこなわれる学校体育もあるが、こゝでは学校以外における体育すなわち社会体育をいう。この種の体育について重点をおいているのは、主として共産主義ないしは人民々々主義国家の憲法である。例をあげると、ユーゴスラヴィア36条2項およびアルバニア26条は、ともに国家は人民の健康および労働能力の増進のために、ならびに国家の国防力強化のために、人民特に青年の体育について配慮する、といふ、ブルガリア「77条 国家は青年の社会的・文化的および身体的教育および健康を特に配慮する。81条 国家は保健の施設および研究所を組織し、これらを指導し、人民の間に保健の部門の知識を普及し、かつ人民の体育に特別の配慮を示すことによって人民の保健を配慮する」といっている。なお、中華人民共和国94条2項も、国家は青年の体力および智力の発達に特別の関心を払うといっている。以上の外の国で、体育に異常な熱のいれ方を示しているのはパナマ91条である。すなわち、「法律によって、体育を教育施設において、ならびに一般国民の間に振興させる目的をもって体育省を設置しなければならない。」といっている。なお、ビルマ39条は「国は、一般的に国民の体育に特別の配慮を払い、とりわけ青年の健康増進に関心を持つ。」といふ、グアテマラ82条もスポーツと体育の振興について述べている。(ロ)青年教育 上に述べたブルガリア77条、中共94条2項にも見られるように、人民々々主義国家は青年の教育にいたく関心を示しているのである。ユーゴスラヴィア38条2項は、国家は青年に特別の注意を払い、かつ彼等の教育を助成するとか、ハンガリア52条の「ハンガリア人民共和国は、青年の発展および教育に至大の関心を示す。また、国は青年の利益を一定の方式にしたがって擁護する。」という規定もある。東独37条の規定は、教育目的のところ述べていたので省略するが、こゝにも青少年の教育に対する異常

な関心がうかゞわれるのである。以上の国家群のほか、シリア28条(6)は、国はスカウトと青年運動を取りあげ、青年を強固にし、保護し、発展させるよう尽力する義務があるといっている。なお、ビルマ34条も国が特別の配慮を青年に対して払うといっている。(イ)社会教育 これについては中華民国 163条に、直接これに関する規定がある。すなわち、「国家は各地区教育の均衡発展を重視し、社会教育を進行することにより一般国民の文化水準を高めるものとする。僻遠および全国地区の教育文化を補助し、その重要教育文化事業は中央が実施し、あるいは補助する。」である。(ロ)労働者教育 ソ連121条、ウクライナ101条、白ロシア96条は、いずれも職場における勤労者教育について規定している。それは、工場・ソフホーズ・機械・トラクター配給所およびコルホーズにおける勤労者に対する生産・技術および農業の無償の教育組織を国民に保障するというのである。また、ボリヴィア 167条は、農村教育についても触れているのである。ペルー77条には、労働者に対する技術教育の規定がある。(ハ)種々の社会教育施設 ブルガリア80条は、出版社・図書館・劇場・博物館・人民読書室・映画撮影所・映画劇場などの開設による教育を規定している。(ニ)その他種々の教育 ビルマ35条は、社会的弱者・低文化階層の人々に対する教育についての規定である。(ホ)基礎教育 こゝにいう基礎教育とは、主として文盲を根絶することに重点をおく大衆教育のことをいう。文盲を多数かゝっている国においては、ユネスコとも特にこの教育を重視し、憲法にまで規定しているのである。シリア 160条は、文盲はシリアにおいては、憲法実施後少なくとも十年以内に絶滅されなければならない。この目的のための詳細なプログラムが作られるべきである。また、そのプログラム実施のために必要な予算を計上し、プログラムは法律で規定される。上の期間中にその局にあたる政府はこの目的実現のためのプログラムを実施する責に任ずるといっている。パナマ90条はいう、「国は能う限り国民文化を高揚し、文盲を防止し、かつ絶滅するために、無償の成人むけの補習教育コースの組織を設け、労働階級の実践的能力を進展させるよう努力しなければならない。」グアテマラ「82条 国の文盲を絶滅するための運動は、社会的重要性を持つものとして宣言される。」ヴェネズエラ「112条 3項 文盲絶滅のために適当なサービスを組織することは市町村の権限に属する。」キューバ「49条 国は文盲の根絶と防止を主として目的とする、成人のための学級組織を維持しなければならない。小農山漁村の利益のための、主として実際的な農村学校と、国の経済に適合するようなばら芸術・農工商の簡易な学校を組織し、これらはいずれも無償でなければならないのであり、州・市町村は能う限りその維持に協力する義務がある。」

(12)教職員およびその免状・資格など 各国の憲法の教育条項中、教職員の身分・資格・養成などの問題、さては教員または一般の職業に関する資格や免状などについてかなり詳細な規定を設けているものがある。これらは主として中南米の憲法に多く見られるところのものである。その理由は、これらの憲法の教育条項が特に詳細を極めているというところに求められるべきであろう。

①教職員に関するもの。これについては、教職員の職責を特に憲法で規定したものが多く見受けられる。グアテマラ「80条2項 児童と青少年生来の人格と品位を守り、かつ高めることは教職に従事するものゝ義務であり、教員に経済的・社会的・文化的品位を与えることは国の義務である。」ヴェネズエラ「55条後段 国はその専属的権限として、国の教職ならびに教育作用に関する事項を規定する。57条 教育は教授資格を有することが、法律によって証明されている人々に委ねられなければならない。国は教職員に、その高尚な職責と調和した労働条件と生活のレベルを保障しなければならない。」キューバ「50条1項 国は、公立初等教育に従事する教員の技術上の準備手段として欠くことのできない、教員養成機関を維持しなければならない。大学の教育学部を除き、他のいかなる施設も初等教員の資格を与えることはできない。2項 前項の規定は特定の教授事項について教員資格を与えることが、法律によって認められている特定の学校の権利を侵すものではない。3項 教職に関する特定の資格は、現在欠員中のポストまたは特定の専門事項のために設けられているポストについては、優先的採用の権利を生じさせるべきである。4項 家政学、女子のための裁縫、服飾学を教えるために、家政学校で発行した、経済・芸能および家政学の免状を持っていないなければならない。62条4項 公教育に従事する教職員は公務に従事するという権利と義務とを有する。公立学校教員・教授・視学官・技術官、それ以外の学校職員の任用・昇任・転任・免職は厳格にいて、技術的考慮以外は、何物からも影響を受けてはならないように処理されなければならない。たゞし、このことは、教員の品位保持についての監視を無意義にするということではない。公立初等教育の指導監督に関するすべてのポストには、大学の相当課程の技術的卒業生をもって充てるべきである。56条 公立私立のすべての教育施設において、キューバの文学・歴史・地理および公民教育・憲法の教授は、キューバ出生のキューバ人により、かつ同じ資格を持つ著者によって書かれた教科書を用いておこなわれることを要する。57条 教職につくには、法定の手續によってその能力を証明することを要する。教職ではない職業・芸能・一定の資格を必要とする商行為をおこなう場合、したがうべき方式は法律で規定する。国が公職のポストを提供するに際しては、そのおのおのゝ専門について公

に準備した市民に優先権を保障しなければならない。 エクアドル「171条 8項 国の教員は、公立私立をとわず、法律にしたがって国の監督機関により任命される。」 ペルー「81条 教職は公の職務であり、法律に規定するところの給与を受ける権利を有する。」 ブラジル「168条 6 官公立中等教育および官公私立高等教育における教授の任用は、資格および試験による競争を必要とする。資格および試験により任命された教授は終身在職が保障される。」 パナマ「81条 国史と公民教育の教授は常に国の教員によってなされることが必要である。」 フィンランド「84条 技術的事務のための地位、大学および他の高等諸学校の教授の地位、学校の外国語の教員の地位、行政官庁の通訳の地位には、フィンランド市民以外の外国人で占められることができる。87条 大統領は大学総長を任命する。」 大韓民国「72条 国立大学総長の任免に関する事項は國務會議の議決を経なければならない。」 オランダ「201条 2項後段 初等および中等教育を含む義務教育については、教員の能力および人格に関する審査を除く外、すべて法律によりこれを定める。6項後段 教育手段の選択と教員の任命につき、私学教育の自由は、特に尊重されなければならない。」 スウェーデン「28条中段 国王は官庁に諮問し、またはその指名によって、いちじるしい業績を持つ外国人の男女を大学の神学科以外の教職その他、科学・工芸・美術または医術の機関に任命し、または昇進させることができる。」 ノルウェイ「92条 国語を話し、かつ次の要件を具備するノルウェイ国民でなければ、国の公職につくことができない。(中略)ただし、右以外の者は、大学および高等学校の教師として任命されることができる。」 ニカラグア「88条 公教育施設における教職は公の職務であり、法律が与えるところの便益を受ける資格がある。89条 学位または教員の資格を与えることは、国の専属的機能であり、国はいかなる職業の就職にいかなる資格を必要とするか、それを獲得するためにどのような試験を必要とするかを決定する。就職のための資格は、必要な課程を経た旨の学問的な承認が示された後に始めて与えられるべきである。92条 資格および職業の免状または学位は、それに相当する者のみが付与されなければならない。」

②教員以外の者の資格・免許状およびその他に関する規定。 イタリア「33条 5項 各程度度の学校に入り、またはそれを終えるために、ならびに職業行使の資格をうるために、国家試験が設けられる。」 シリア「28条 5項 国のみが学校の免状を付与し、またはこれと同等の基準を定める権利を有する。」 ヴェネズエラ「60条 免状を必要とする職業には、当初それを欠いて就職すること、あるいは法律で定められている手続をふまないと就職することは、いずれも認められない。法律は、国が免許状を付与することによって就職しうべき職

業を指定しなければならない。パナマ「82条 法律は、国の教育に関する資料の出版に関する措置および教科書として採択する際の基準について規定しなければならない。85条 学術および職業の格付は国によって付与されたもの、または法律の規定にしたがって許可されたもののみ認められる。」

以上の諸規定によって、その国が教職員およびその資格などについて大体どのように考えているか、教師観というようなものがうかがえるのではないかと思われる。厳密な意味における教育条項がわずか23条と26条の2カ条にすぎないわが憲法にあっては、もちろん教員についての規定を見いだすことができない。教員についての包括的な規定は憲法を外にしては教育基本法6条2項の「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に務めなければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」という規定があるのみである。これは、教育を通じて全体に奉仕するという教員の本質について規定したものであるが、このような観念は、憲法15条2項の「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」という規定を受けているということは、いまさらいうまでもないところであろう。

(13)女子教育 教育の問題に限らず、女子が男子と平等の権利を享受し、対等の地位を保持する旨、憲法で規定した例は非常に多く見られる。わが憲法14条1項も「すべて国民は、法の下に平等であって、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により、政治的・経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定している。世界人権宣言2条1項も「人は、すべて、人種・皮膚の色・性別・言語・宗教・政治上その他の意見・国民的または社会的出身、財産・門地その他の地位のいかににかかわらず、この宣言に掲げられているすべての権利と自由とを享有する。」と規定しているが、これはあたかもわが憲法の規定とほぼ同様な規定のように思われる。また、ドイツ、ワイマール憲法も109条2項で「男子および女子は、同等の権利と義務を負う。」といており、その影響の下にある、西独3条、東独7条1項はともに「男子と女子は、同等の権利を有する。」といひ、フランス憲法前文も同様に「法律は、女子に対して、すべての分野において、男子の権利と平等の権利を保障する。」と規定しているのである。このような規定はあげればきりがないのであるが、この男女向性平等の原則が教育の面においてどのように各国の憲法の規定上取りあつかわれているかをこゝで見ようというのである。

前にあげた、わが憲法14条の規定のほか、女子の教育における権利を男女間に無差別に認めるということは、26条1項の「すべて国民は……ひとしく教育を受ける権利を有する。」

の「すべて」と「ひとしく」という二つの字句によってもうかぎ知ることができるし、また同条2項の「その保護する子女に……」の「子女」という字句からも知ることができるであろう。右の、「すべて」と「ひとしく」という字句は、教育の機会均等を意味するものであることは前に述べたが、性別によって差別されないこと、すなわち女子も男子と同等の教育を受ける機会が与えられることをこゝで明らかに規定しているのである。この規定の趣旨を受け、わが教育基本法5条が「男女共学は認められなければならない。」と規定していることは周知の事実である。

次に、各国の女子教育に関する規定を調べると、以下に述べるように、共産主義ないしは人民々主々義国家の憲法に比較的多く見られることは興味深い。まず、ソ連「122条 ソ連邦における女子は、経済的・国家的・文化的小よび社会的・政治的生活のすべての分野において、男子と平等の権利が与えられる。2項 これらの女子の権利を実現する可能性は、女子に対して、男子と平等の労働・労働賃金・休息小よび教育に対する権利が与えられること、小よび子の利益が国家的に保護されること、多子の母小よび独身の女の国家的援助、妊娠時に女子に有給休暇が与えられること、広くゆきわたった産院・託児所小よび幼稚園の供与小よび、保障される。」があり、それとまったく同様な規定が、ウクライナ102条、白ロシア97条、外モンゴル憲法やルーマニア83条、ブルガリア72条にある。チェコスロヴァキア1章2項は「男女は、家庭においても社会においても、教育・職業・能力・名誉において同様の権利を持つ。」と規定し、北鮮18条3項は「国家は貧困な公民の子女に対し、無償で教育が受けられることを保障する。」といている。

右のほか、リビア30条、トルコ87条、エジプト19条、フィリピン4条、スペイン22条は、いずれも「子女の教育」という字句を使っていることは、わが憲法26条の場合と同様であり、コスタリカ52条は「男女両性の初等教育」云々の字句を用いている。

(14)言語と教育 いずれの国においても、その国語を尊重していることは、今更いうまでもないことであるが、各国憲法の教育条項において、特に教育上その国の国語を使用すべきことを定めているものや、さては複数の民族によってその国が構成されている場合、おのおの民族の常用語で教育がおこなわれる旨規定しているもの、または少数民族が存在する場合、その少数民族の言語を尊重する旨規定しているものなど、それぞれの場合がある。これら、すべて言語が教育と相関連している場合をこゝであげることになろう。わが憲法には、いうまでもなく、言語についてまったく規定するところがない。なお、国語についても法律・命令などこれに関して規定したものがわが国には何もないことを特にこゝで述べておこう。

まず、第一に教育を特定の言語たとえば国語でおこなうべきことを規定しているものには、以下のようなものがある。ブラジル「168条1項 初等教育は……国語を用いてのみこれを授けることができる。」北朝鮮「18条5項 教育用語は国語とする。」パナマ「81条2項 いかなる私立学校においても、明らかに証明され、かつ公の利益のために付与される、文部省の許可なくして、外国語で教えることは許されない。私立小学校の課程は公立学校の場合と同様であるべきであるが、それ以外の課目をいかなる外国語で教えるかということは、許容される。」リヒテンシュタイン「6条 ドイツ語が、国民の、そして公用の言語である。」またノルウェー92条が、国語をはなすことが大学および高等学校の教師以外の、国の公職につく条件であると規定している点からいうと、公教育には国語の使用が強制されるということになるであろう。

第二に複数の国語の使用を認め、あるいはそれを尊重・保障している例は次のようである。ベルギー「23条 ベルギー国で通用している言語の使用は任意である。官憲の行為および裁判事務についてのみ、法律によって用語を定めることができる。」ザール「30条後段 学校は、キリスト教的・ヨーロッパ的枠の中で、ドイツ文化を教え、フランス語を教えることによって、フランスとザールの領土の文化的関係の増進に貢献する。」スイス「116条 スイスの国語は独・仏・伊語およびレトロロマンス語である。独・仏・伊語が連邦の官庁語とされる。」ハンガリア「49条3項 ハンガリア人民共和国はその土地に在住する、すべての国民に対し、自国語で学び、国の文化を発達させることを保障する。」エジプト「149条 公用語はアラビア語とする。3項 国民は言語にかかわらず、ひとしく公の義務および責任を有する。」ルーマニア「82条 ルーマニア人民共和国における少数民族に母国語を使用し、学校で母国語をもって学ぶ権利、書籍・新聞・演劇を母国語で自由に利用する権利を保障する。2項 ルーマニア民族でない住民を持つ地区においては、すべての機関および施設は、口頭であると文書であるとを問わず、当該民族の公務員を任命するか、または地方住民の言語および風俗を知しつする地方住民の中から公務員を任命する。」ユーゴスラヴィア「13条 ユーゴスラヴィア連邦共和国のうちの少数民族は自己の文化的発展を保護する権利および自己の言語の自由な使用の権利を享有する。」ブルガリア「79条1項中段 少数民族は自己の母語で学び、かつ自己の民族文化を発展させる権利を有する。この際、ブルガリア語の学習は義務である。」中共「3条 各民族はすべて自己の言語・文学を使用・発展させる自由を持つ。」北朝鮮「31条 少数民族は自己の母語を使用する権利を持つ。」イタリア「6条 共和国は特別な規定により言語少数者を保護する。」フィリピン「14章3号 議会は、

現存するフィリピン固有の語の一つを基礎とする共通国語の発達および採用のための手段を講ずる。法律で別段の定をするまでは、英語・スペイン語はひきつゞき公用語である。」東独「11条 人民の一部で外国語を使用する者は、立法および行政により、その自由な民族的発展が促進されなければならない。彼等は特に教育において自己の母語を使用することを妨げられてはならない。」インド23条条およびビルマ22条は、いずれも少数民族の言語の自由について規定し、言語のゆえに国立学校に入学する際差別待遇を受けず、またはその言語による学校を設立する権利を有することなど規定している。

最後に、ソ連121条、ウクライナ101条、白ロシア96条、外モンゴル憲法においては、いずれも「人民の教育を受ける権利は……母語による教育を受けることにより保障される。」と規定していることを述べておこう。

(15)文化財保護 国民共同の遺産といわれる、文化財の保護についての規定が若干各国憲法のなかに見られる。これについては条文をら列することにとどめる。いうまでもなく、わが憲法にはこのような規定は存在しない。また、共産主義・人民々々義国の憲法には、このような規定がない。シリア「28条9項 国は芸術的・史的・文化的価値ある史跡・建造物を保護しなければならない。」イタリア「9条2項 共和国は国の風景ならびに歴史のおよび芸術的家産を保護する。」アルゼンティン「37条の4の7 芸術的および歴史的財物ならびに何人に所有権が帰属するかを問わず、天然の風致は、国の文化的遺産の一部をなすものであって、国の保護の下におかれるものとする。国はその保護のために必要な収用を命じ、かつ芸術的財物の輸出または移転を禁止することができる。国は芸術的および歴史的財物の登録制を設け、これにより当該財物の管理を確保し、かつその保存のために留意するものとする。」中華民国「166条 国は科学の発明と創造とを奨励し、ならびに歴史・文化・芸術・古跡・古物を保護する。」ブラジル「175条 歴史的および芸術的価値ある作品、記念物および文書ならびに天然記念物・風景および特別の美観をそなえた場所は、これを公権力の下におく。」グアテマラ「86条 芸術的・歴史的・宗教的な国民財産は所有者が何人であろうとも、国家の文化的財産の一部であり、国家の保全と保護の下におかれる。その輸出は禁止され、かつその変更は国家の利益が必要とするときは禁止されうる。国家はその芸術的・歴史的・宗教的財物のリストをつくり、その保全を確保し、完全に保存されることを期待する。国家はまた、天然の美あるいは歴史的価値があると認められる著名な場所および建物を保護しなければならない。87条 民衆的芸術および工芸は国民文化の要素であり、その芸術的な真価を保存し、その生産・頒布が滞りなくおこなわれるよう特別の保護を加えなければなら

ない。ペルー「82条 考古学的・芸術的・歴史的財物は国の保護の下におかれる。」ウルグアイ「32条 知的財物・著作権・発明家・芸術家は法律で認められ、かつ保護される。33条 国の芸術的あるいは歴史的財物は所有者が何人であろうとも、国の文化的財産を構成し、国の保護の下におかれ、法律はその保存に必要と認められる措置をとる。」ヴェネズエラ「59条 国の芸術的・歴史的財物は法律にしたがい、国の管理と保護の下におかれる。」インド「39条 すべて芸術的・歴史的関心の対象となり、議会において法律をもって国家的重要性を持つと宣言された、建物・場所・物件をき損・除去・処分・輸出するなど、いずれの場合であってもそれを規制し、かつ議会において制定された法律にしたがい、これらのものを保存し、維持することは国の義務である。」ボリヴィア「163条 芸術的・歴史的・考古学的・財物および教会に属するこれらの物は、国の文化的財産である。それは国の保護の下におかれ、輸出してはならない。国は芸術的・歴史的価値があると宣言された建物や名勝を保護しなければならない。」キューバ「58条 国は法律によって国の文化的財産である、芸術的・歴史的財物の保存を規定し、特に芸術的・歴史的価値を有すると認められ、かつ自然のまゝの美しさによって著名な国の建物および場所を保存しなければならない。」

結 語

以上をもって、15項目にわたる、各国憲法の教育条項の内容の比較検討を不じゆうぶんながら終わることをえた。今、重複をいとわず、既に述べたところをふりかえり、一応の結論としたい。

まず、憲法中の教育条項とは何であるか、それは憲法の規定としてどのような位置を占め、どのような意味合いを持つかを述べたのである。そしてなお、教育条項を欠く憲法が僅少であることも我々は知ることゝえた。そして特に、最近のすう勢として、教育条項が漸次詳細になっていく傾向があり、殊に現行憲法の約半数以上を占める、第二次大戦以降制定され、または改正された憲法においてこの傾向がいちじるしいことを強調したのである。教育条項が詳細になる理由として考えられることは、いずれの国においても教育を重視する一般的風潮が存すること、他方には、国の機能がかつてのように人権を侵害しないというような消極的なものより、むしろ積極的に国家が干与することによって国民の福祉をはかろうというような、いわゆる福祉国家的ないき方に進みつゝあり、したがって教育に関してもそのようないき方が強く影響しているということがあげられるであろう。

最後に、最も重要であり、かつ興味ある事実は、その国が自由主義国家か、あるいはまた

共産主義ないしは人民々主々義国家に属するか否かによって、教育条項の内容に極めていちじるしい取りあつかいの相違がでてきていること、これである。すなわち、その国の世界観なりイデオロギーがそのまま、個々の教育問題・教育自由の問題や宗教々育・家庭教育などの規定に具体的に反映しているのである。いずれにもせよ、従来、法学者からも、あるいはまた教育学者の側からも、一種の盲点として手をつけられなかった憲法の教育条項の問題は、比較憲法学の立場からも、はたまた比較教育学の面からも好個の研究課題たることを失わないであろう。（昭和三十一年三月七日）